

様式１－２－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

１．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第４期中期目標期間	
	中期目標期間	令和元年度～令和５年度	

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣 法人所管部局		環境大臣 Ⅰ－３については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
		大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 小笠原 靖
		大臣官房（Ⅰ－１，２に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 東條 純士
		大臣官房（Ⅰ－１に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 黒羽 真吾
		大臣官房（Ⅰ－３に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長 東岡 礼治
		環境再生・資源循環局（Ⅰ－４に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 鈴木 清彦
		環境再生・資源循環局（Ⅰ－５に関する業務）		廃棄物規制課長 松田 尚之
		大臣官房（Ⅰ－６に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 木内 哲平
		大臣官房（Ⅰ－７に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 奥村 暢夫
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 小笠原 靖
主務大臣		農林水産大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 清水 浩太郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏
主務大臣		経済産業大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 大貫 繁樹
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 福本 拓也
主務大臣		国土交通大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 清水 充
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 渋谷 容

３．評価の実施に関する事項	
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 (外部有識者) ※敬称略 ・有田 芳子（主婦連合会参与） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川 秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）	

４．その他評価に関する重要事項	
令和５年に独立行政法人環境再生保全機構法等を改正し、熱中症対策推進事業を法人の業務として追加。	

様式 1－2－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価が大部分を占める。また、全て「B」評価以上であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい環境であるにも関わらず、以下に示すとおり、中期目標における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなる ICT の導入及び活用をはじめとした多様な取組を積極的かつ着実に実施している。 ● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、ICT の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することにより、達成目標を大きく上回る実績を挙げるとともに、予防事業により培った経験及び知見を活用して熱中症予防に関して顕著な実績を達成し高く評価され、熱中症対策の推進において機構のプレゼンスを大きく高めた。 ● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（PO）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果、事後評価結果や環境政策への反映など当初目標に比して多大な実績があった。さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。 ● 財務内容の改善に関する事項（承継業務に係る適切な債権管理等）について、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取組により、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ。さらに、過大債務を抱える債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援した。 等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）・・・医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ● 承継業務に係る適切な債権管理等・・・一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ● 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理・・・昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1－2－3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別	備考
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価	調書No.	(評価 比率)
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A	A		A			12%
徴収業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		1－1	(8%)
納付業務	B	B	B	B		B		1－2	(4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	B	A	A		A			10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>S</u>		<u>S</u>		2－1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A	A		A		2－2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A	A		A		2－3	(2%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	A	A		A			13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		<u>A</u>		3－1	(7%)
振興事業	B	B	A	A		A		3－2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B	A		B		3－3	(2%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 基金による助成業務＞	B	B	B	B		B		4	1%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B	B		B		5	1%
＜石綿健康被害救済業務＞	A	B	A	A		A			20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		6－1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B	B		B		6－2	(1%)
＜環境研究総合推進業務＞	A	A	A	S		S			13%
研究管理	A○	A○	A○	S○		S○		7－1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		<u>A</u>		7－2	(6%)
	B	B	A	A		A			70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、第4期中期目標期間における法人内での業務量等を目安に算出した当該期間平均の評価比率を記載している。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 （評価 比率）
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
経費の効率化	B	B	B	B		B		1	4%
給与水準等の適正化	B	B	B	B		B		2	1%
調達の合理化	B	B	B	B		B		3	3%
情報システムの整備・管理	－	－	－	B		B		4	1%
	B	B	B	B		B			9%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
財務運営の適正化	B	B	B	A		A		1	7%
承継業務に係る適切な債権 管理等	A	A	A	A		S		2	4%
	B	B	B	A		A			11%
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項									
内部統制の強化	B	B	B	B		B		1	2%
情報セキュリティ対策の強化、 適正な文書管理等	B	B	B	B		B		2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、 組織の活性化	B	B	B	A		A		3	7%
	B	B	B	A		A			10%

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。 ＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈評価指標〉							予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396		
	汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7% （8,109 件 / 8,134 件）							
	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983% （25,722,959, 千円 /25,727,378, 千円）		決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
	〈関連した指標〉							経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535		
	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 41 件／年	24 件	28 件	24 件	25 件		経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	
	未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督	—	第 3 期中期目標期間実績：現事業年度分平均 3 件／年、過年	2 件	0 件 （新型コロナウイルスの影響に	2 件	3 件		行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	

	励 現 地 実 施 件 数)		度分 平均5件／年		より中止)											
	汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る納付義 務者に対する実 地調査件数及び 指導件数	—	第3期中期目標期間 実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指 導件数 平均 161 件／ 年	実地調査 99 件 指導件数 214 件	実地調査 0 件（新型コロ ナウイルスの影 響により中止） 試行調査 （書面）14 件 指導件数 31 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 63 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 74 件			従事人員数	20	20	20	20		
	申 告 書 審 査 に よ る修正・更正処理 件数	—	第3期中期目標期間 実績：平均 116 件／ 年	114 件	84 件	62 件	61 件									
	汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る電子申 告率	—	第3期中期目標期間 実績：平均 70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4% (6,361 件 / 8,109 件)									
	オンライン申告 セミナーの開催 数	—	第3期中期目標期間 実績：平均16件／年	25 回	0 回（新型コロ ナウイルスの影 響により中止）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信（2,120 再 生）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信(累計 3,280 再生)									
	ペイジー（※1） を利用した収納 件数	—	第3期中期目標期間 実績：平均62件／年	749 件	1,037 件	1,361 件	1,636 件									
	申告納付説明・相 談会の開催件数 （会場数）	—	第3期目標期間実 績：平均 103 件／年	103 会場 ※問合せ対応 （1,134 件）	0 会場 （新型コロナウ イルスの影響に より中止） ※フリーダイヤ ル停止	18 会場 （オンライン） 及び申告納付 動画の配信 （3,300 再生） ※問合せ対応 （3,283 件）	0 会場 申告納付動画 の配信 （2,610 再生） ※問合せ対応 （2,938 件）									

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1)ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 徴収業務	(1) 徴収業務		<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：A	評価	A	評価	－
	<評価指標> (A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99 % 以上（前中期目標期間実績： 99 % 以上） <定量的な目標水準の考え方> (a)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。	<主な定量的指標> 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	(A)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率） 全ての年度において、申告率は第4期中期目標に掲げる 99%を上回る高い水準を達成した。 ①補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応 ア．申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に、相談対応、申告納付説明・相談会の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。 ・各地の商工会議所担当者への研修は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは従前の対面形式からオンライン（動画配信）形式に切り替えて開催した。これにより、旅費等の研修会開催経費を削減することができ、参加者は時間や場所に縛られることなく、動画を繰り返し視聴する新しい研修方法を構築し委託業務の理解促進を図った。 （令和2～4年度） イ．納付義務者からの相談、質問事項等への対応 汚染負荷量賦課金の申告・納付について理解を深めてもらうために行う納付義務者向けの説明・相談会は、令和元年度は対面形式で実施したが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは新しい仕組みとして、オンライン（動画配信等）形式及び	公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。 このような状況の中、下記の「○」のようなウィズコロナでのDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、全ての年度において汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる 99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな徴収業務の仕組み 令和3年度からは、説明・相談会のオンライン開催、申告納付動画の配信、賦課金特設サイトの新設、AIチャットボット及びRPAの試行導入等、ICTや新技術を活用したDXに取り組み、賦課金特設サイトでの問合せ受付を可能にし、迅速な回答を行った。これらにより、「時間に関係なく動画視聴や問合せが可能となった」「テレワークでも対応できる」との声が多く寄せられるようになり、納付義務者の利便性向上と業務効率化につながった。 ○申告関係書類の削減 納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウン	評価 <評価に至った理由> 汚染負荷量賦課金の徴収業務は、公害健康被害補償法補償・予防事業の基盤となる事業であることから、第4期中期目標においては、重要度及び難易度いずれも高い業務として位置づけている。 第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなる ICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした多様な取組を積極的かつ着実に実施し、申告率及び収納率ともに中期目標期間を通じて達成目標として定める 99%を大きく超える実績を挙げている。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 <今後の課題> 納付義務者の利便性の向上にむけて、納付手続における ICT のさらなる活用に努めていただきたい。 <その他事項> 無し	<評価に至った理由> － <その他事項> －		

				機構ホームページにおける個別質問対応に切り替えて開催した。また、下記「・」に示す各種の取組を実施することにより、納付義務者の利便性向上と業務効率化を図った。 ・機構ホームページに「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。）」を開設し、納付義務者の利便性向上を図った。 （令和２～４年度） ・賦課金特設サイトに、従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能として、「個別質問フォーム」及び「各種届出書フォーム」等を設置した。申告・納付手続に関する質問等を直接機構担当者へ送信できる仕組みを構築したことにより、迅速かつ効率的な対応が可能となった。 （令和３～４年度） ・納付義務者から問合せを受け付けるフリーダイヤルについて、回線を２本から８本に増設するとともに、問合せに応じた自動振分機能を追加し、迅速に対応ができるようにして納付義務者の利便性向上を図った。 （令和３年度～４年度） ・納付義務者からの問合せ対応に２４時間対応でき、ストレスの低減が期待されるＡＩチャットボットを導入した。 （令和４年度） ・納付義務者からの届出に対し、返信メールを自動作成させるためＲＰＡ（Robotic Process Automation）を導入した。今後はさらに定型業務へ拡大し業務の効率化を加速していく。 （令和４年度） ・納付義務者に送付する申告関係書類は、環境配慮と経費削減のための見直し・統合を行い、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにしてデジタル化の促進と利便性向上を図った。 （令和４年度） ・中央環境審議会元会長と元	ロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。令和４年度の納付義務者アンケート調査において、ダウンロード形式について９割以上が影響なしと回答があり、環境配慮につながるとの評価も得られた。 ○人づくりの取組 制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、講演会や現地見学の実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も活かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。 <課題と対応> ○課題１：財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 ○課題２：申告・納付の促進 平成３１年からの徴収関連業務委託契約が令和６年２月に終了するため、次期契約（令和５年１０月）に向け、競争性の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく透明かつ公正な競争の下での民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会の実施方法等について検討していく必要がある。 ○課題３：脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。 ○課題への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じてDXを推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。	
--	--	--	--	---	---	--

				環境事務次官を招いた講演会を開催した。また、四日市の公害判決 50 年にあたる「四日市公害と環境未来館」企画展と、四日市コンビナート及び公害防止事業の緩衝緑地の見学を組み入れた研修会（20 人参加）及び役職員全員を対象とした報告会を開催したことにより、機構職員の人材育成と公害健康被害補償予防制度の趣旨や背景等の理解向上とモチベーションの向上を図った。 （令和元、3、4 年度）			
(B)汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	②未申告納付義務者に対する申告督促の実施 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、未申告納付義務者に対する粘り強い督促の実施により高い申告率を確保した。			
＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)申告額に対する収納率については、高水準であった第 3 期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地実施件数）（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件／年、過年度分 平均 5 件／年）	①未納の納付義務者に対する納付督促の実施 電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督促を実施し、高い収納率を確保した。 ②過年度の未納の納付義務者（以下「過年度未納者」という。）に対する措置 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、粘り強い督促を実施した。				
(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。 ① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 ((A) ②と同)	汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前目標期間実績：平均 41 件／年）	(C)制度の適正性・公平性の確保 ①未申告納付義務者に対する申告督促の実施 （(A)②と同様のため省略）				
(c2)未納納付義務者に	② 未納の納付義務者（滞	未納納付義務者に対する納	②未納の納付義務者に対する				

	対する納付督促件数 （前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件／年、過年度分 平均 5 件／年） (c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年） (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年） (D)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 <関連した指標> (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期 目標期間実績：平均 70%） (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。(B) ①と同) ③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。 ④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。 (D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインや F D ・ C D 申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。 ② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	付督促件数（前目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件／年、過年度分 平均 5 件／年） 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年） 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年） 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%） オンライン申告セミナーの開催数（前目標期間実績：平均 16 件／年）	納付督促の実施 （B)①及び②と同様のため省略) ③納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和 2 年度からは資料及び調査票の提出による調査（重点調査）を新たに実施し、汚染負荷量賦課金の適正な申告となるよう指導を行った。 ・実地調査 109 件 （令和元～ 4 年度） ・重点調査 54 件 （令和元～ 4 年度） ④申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の算定誤り等について、審査による修正又は更正処理を行うとともに、誤りの多い事例を次年度の説明資料などに反映させた。 ・修正・更正処理 321 件 （令和元～ 4 年度） (D)納付義務者の利便性・効率性の確保 ①オンライン申告の促進 用紙申告及び F D ・ C D 申告の納付義務者に対して、積極的にオンライン申告促進の取組を実施した。 ・オンライン申告率（平成 30 年度末）： 65.4 % （ 5,323 ／ 8,140） ・オンライン申告率（令和 4 年度末）： 74.3 % （ 6,021 ／ 8,109） ②オンライン申告促進の具体的な取組 オンライン申告セミナーは令和元年度に 17 地域で 25 回開催し、 223 人が参加した。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止し、以下の内容を実施した。			
--	---	---	--	--	--	--	--

				・オンライン申告システム内に申告手続きが簡単にできるWeb 申告専用フォーム（算定様式なし用）を構築し、令和5年度以降のオンライン申告率の引き上げの準備を図った。 （令和4年度） ・アンケート調査結果を分析した上で職員が担当者に個別連絡して、オンライン申告ができない具体的な理由を調査し、オンライン申告について丁寧に説明を行った。 （令和4年度） ・オンライン申告のメリット等に関する動画を制作し、積極的に広報を行った。 （令和3～4年度） ・オンライン申告のメリット及び押印廃止による手続簡便化を案内するチラシを配布。 （令和2～4年度） ・オンライン申告事業者に毎年度送付していた仮パスワードの送付を廃止して、業務効率化を図った。 （令和4年度） ・徴収・審査システムをインターネット環境から業務環境へ移行し、情報セキュリティを強化するとともに、電子決裁システムの導入に伴う改修も行った。また、紙資料で保管していた事業者への臨場記録等（約43万ページ分）をデジタル化して今後の審査・調査業務の更なる効率化につなげる。 （令和3～4年度）			
	(d3)ペイジー を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件／年※ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件／年） ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から払うことができるサービス	③電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 ペイジー利用を促すリーフレットを配布し、賦課金特設サイト内にペイジーデモ体験サイトを構築したほか、みずほ銀行などのペイジー取扱金融機関を拡大し、納付義務者の利便性向上の取組を実施して、ペイジー利用件数も増加した。			
				・ペイジー取扱金融機関数 平成30年度末：41行 令和5年度：48行			

	(d4)申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を 4 月に開催する。	申告納付説明・相談会の開催件数（前目標期間実績：平均 103 件／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 被認定者への補償給付費等の財源のうち 8 割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	・ペイジー利用件数 平成 30 年度：460 件 令和 4 年度：1,636 件 （平成 30 年度比 356%） ④説明・相談会の実施等 （(A)①イ(ア)と同様のため省略）			
--	--	---	--	--	--	--	--

4．その他参考情報

様式１－２－４－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－１－２	納付業務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396		
	納付業務に係る指導調査件数	—	平均 15 件／年	15 件／年	4 件／年 （ヒアリングのみ実施） ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10 件／年	16 件／年 （うち 2 件はオンライン会議）			決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
	納付業務システム研修の参加者数	—	平均 27 人／年	34 人／年	0 人／年 （新型コロナウイルスの影響により中止）	補償給付： 動画視聴 14 再生／年 福祉事業： 30 人／年 （オンライン会議）	56 人／年 （全てオンライン会議） 補償給付： 25 人（3 人）／年 福祉事業： 31 人（3 人）／年 ※（ ）は対面参加人数			経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	
										経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	
										行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	
										従事人員数	20	20	20	20	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 納付業務 (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手續等の理解が得られるよう積極的に支援	(2) 納付業務 (A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手續等の理解が得られるよう積極的に支援	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ 評価：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手續や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をBとした。	評価	B	評価	－
	(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）	① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね 3 年に 1 回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。	納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）	（1）納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に対する現地指導を原則として 3 年に 1 回のサイクルで実施し、事務処理内容について適切に指導した。また、指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った。 公害保健福祉事業について、実態調査を実施し、各地方公共団体の事業実施の参考となるよう実施状況や創意工夫内容等を取りまとめ、環境省と各地方公共団体に情報提供を行った。 特に下記の「・」の取組を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも継続して事業が実施できるよう、地方公共団体への支援を行った。 ・機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。 (令和 2 年度) ・リハビリテーション事業の新型コロナウイルス感染対策として非対面型開催を検討し、予防事業部と連携して「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を開催した。オンライン開催事例については、環境省へ報告するとともに、各地方公共団体に情報提供し横展開を図ることにより、今後	○適正な制度の運営 指導調査については、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で事務処理内容について指導を行うことにより、制度の適正な運営を図ることができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。 ○公害保健福祉事業の継続 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも地方公共団体が事業を実施できるよう、環境省と協議し、環境省通知の発出を経て、従来からの集合形式での事業の実施に加え、情報通信機器や電話の利用による事業の実施が可能となったことにより、リハビリテーション事業や家庭療養指導事業を継続して実施することができた。 また、集合形式での事業の実施が困難であったリハビリテーション事業においては、「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施することにより、福祉事業の新たな方向性を示すことができた。実施後のアンケートでは、参加者の 9 割から「有意義だった」との回答を得られた。 ○研修による納付申請等に係る事務手續きの効率化 システム研修については、新たに動画資料を作成・配信するとともに、オンライン形式で研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は 100%、福祉事業担当者は 85% から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、76% が今後も参加しやす	＜評価に至った理由＞ 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 ＜今後の課題＞ 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手續きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －		

				の事業展開の促進に努めた。 (令和2～3年度) ・公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ対面による事業実施が困難となっていたことから、環境省と協議をし、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、地方公共団体が情報通信機器又は電話を利用した事業の実施ができるように特例通知を発し、事業メニューの運用の改善を図った。 (令和3～4年度) ・事業の実施を促進するために、家庭療養指導での電話を用いた指導については新たな算定基準が加わったことや(令和4年度から十分な指導が行われた場合には1回の電話による指導を1回の訪問指導として算定可能なこと。)、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例、令和2～3年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例を提示するなど、年度の間間時に地方公共団体に対して情報共有を行った (令和4年度) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響下で創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、2地方公共団体(豊島区、尼崎市)に対し実態調査を実施し、令和5年3月に納付義務者に対する補償予防業務懇談会で事業実施状況の映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。 (令和4年度) (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 納付業務システム研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下における、地方公共団体のニーズを踏まえ、これまでの集合形式での開催から、オンライン形式による開催に切替えた。 (令和3年度～) 【研修の内容】 ・納付業務システムの操作方	いオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解を深まり、地方公共団体の事務処理が円滑に実施できた。 ＜課題と対応＞ ○課題1：制度運営の強化 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 ○課題2：公害健康福祉事業の継続 被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 ○課題3：今後の支援体制 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 ○課題への対応 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。 また納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。	
	(a2) 納付業務システム研修の参加者数 (前中期目標期間実績：平均27人／年)	② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。	納付業務システム研修の参加者数(前中期目標期間実績：平均27人／年)			

			<その他の指標> — <評価の視点> —	法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法までの一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。 ・ 公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続についても説明を行い、納付業務について再認識を促した。			
--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

- 様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604		
	調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中）3.5 以上を獲得する（※１）	（５段階中）3.5 以上	第３期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8			決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	
	＜関連した指標＞								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576		
	事業従事者への研修の受講者数	—	平成 29 年度受講者：72 人（333 人）	109 人 （331 人）	239 人 （643 人）	117 人 （698 人）	117 人 （1,621 人）			経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	
	調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第３期中期目標期間実績：平均 4.25 件／年	8 件	2 件	4 件	6 件			行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
	情報提供数	—	第３期中期目標期間実績：平均 150 回／年	150 回	172 回	242 回	163 回			従事人員数	16	16	16	16	
	ぜん息等電話相談件数（※２）	—	第３期中期目標期間実績：平均 1,255 件／年	1,026 件	986 件	867 件	691 件								

注 1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 2）（ ）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

※ 1 本調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下における調査研究において、「達

成目標」を上回る評価を獲得。

※2 マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 ＜評価指標＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(５段階中) 3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。	(１) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(５段階中 3.5 以上（前中期目標期間実績：3.2) を獲得するため、以下の取組を行う。 ① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。	＜主な定量的指標＞ 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中) 3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2)	＜主要な業務実績＞ A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(５段階中) 3.5 以上を獲得 調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下での調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の評価において、第３期中期目標期間実績（3.2) 比 116%の全課題平均 3.7 を獲得し、中期目標評価指標（3.5 以上）を上回る成果を達成した。 ア. 調査研究の採択件数 第 12 期（令和 1 ～ 3 年度） 環境保健分野： 7 課題 環境改善分野： 1 課題 第 13 期（令和 4 ・ 5 年度） 環境保健分野： 6 課題 環境改善分野： 2 課題 イ. 主な研究 (ア) 環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者（以下「ぜん息等」という。）の増加を踏まえて課題を採択。高齢者を含む成人ぜん息患者について治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。 (イ) 環境改善分野：わが国の環境基準の達成率が極めて低いことを踏まえて、光化学オキシダント関連の調査を採択。諸外国の対策も調査。 なお、第 13 期調査研究の新規公募において、関係学会への周知及び各学会ホームページ、医学雑誌など、従前の広報先に加えて Web 広告を加えるなど多角的な広報をしたことにより、計 17 課題の応募があった。	＜自己評価＞ 評定：S 「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、当該項目の重要度、困難度について、＜難易度：高＞と評価されていた。更に今回の中期目標期間においては、本事業を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態下にあり、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面での接触も厳しく制限される中で、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。 そのような中、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した新たな事業展開を迅速に図ることにより、中期計画の目標・指標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られた。 また、呼吸器系疾患の患者は熱中症の重症化リスクが高いことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、患者への熱中症予防行動の情報発信を自主的・積極的に進めるとともに、熱中症対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業を環境省から受託し、海外調査・情報発信・優良事例集の取りまとめを行った。これらの知見と実績が評価され、中期目標策定時には想定していなかったことではあるが、予防事業を熱中症の予防対策にも新たに展開する、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の改正が行われた。 このため、自己評定を S とした。 具体的には次のとおり。 (1) 質の向上 予防事業の質の向上の面では、ICT を積極的に活用し、①緊急事態宣言発出後速やかに、ぜん息等の患者の不安感を払しょくする専門医からのメッセージ動画を制作・配信するとともに、②ぜん息& COPD（慢性閉塞性肺疾患）のための生活情報誌「すこやかライフ」の発行や月 2 回のコラム配信を通じて、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の関わりに	評定	S	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 第 4 期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境であるにも関わらず、ICT（情報通信技術）の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することにより、当該期間を通じて外部有識者委員会による評価の達成目標（中期目標評価指標）である 3.5 を一度も下回ること無く、令和 4 年度までの期間平均で 3.675 と達成目標を大きく上回る実績を挙げるとともに、予防事業により培った経験及び知見を活用して熱中症予防に関して顕著な実績を達成し高く評価されたことにより、重要な社会的課題として関心が高まりつつある熱中症への対策の推進において機構のプレゼンスが大きく高められることとなった。これらのことにより、中期目標において難易度の高いものとして位置づけられている当該事業について中期目標期間を通じて質及び量の両面において顕著な業績を達成したものと認められる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「S」とする。 ＜今後の課題＞ 予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 無し		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

			り、外部有識者委員会の意見を踏まえ、従前の書面評価（審査）に加え、オンラインにより新たに事前ヒアリングを追加実施し、研究課題に対する事前評価（審査）を従前より精緻かつ効率的に実施した。 さらに、令和４年度からは、より研究期間を長期に確保するため、機構内の環境研究総合推進部の研究契約の効力が４月１日から有効となっていることに着目し、同様に実施可能となるよう変更した。この結果、研究期間の確保とともに、４月の早期段階から研究班会議が開催されるなど、実施運営面における有益な結果がもたらされた。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				は年々増加し、令和４年度には、第３期中期計画最終年度（平成３０年度２９７人）比５４６％の１,６２１人となった。 これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、参集での研修が実施できなくなったことの対策として、令和２年度に全研修を実地開催からオンライン開催に変更し、定員増をしたことによるほか、以下のような取組による。 ア．ソフト３事業研修では、機構ホームページを通じて YouTube を活用した研修により令和元年度（４２人）比３６０％の１５１人の受講があり、試行実施の経験を、その他のオンライン研修の実施要領等に反映させた。 イ．希望者が多い医療従事者向け研修等については、Web 申込を採用するなど手続きのデジタル化を進めた結果、５００人の定員に対し、約１,２００人の応募があった。（令和２年度） ウ．一部の研修については、受講要件として設けていた受講地域枠を撤廃し、上半期と下半期で研修の受講機会を２回に分けて提供した。（令和４年度） ① 受講者へのアンケートの実施、研修の見直し 受講者に対しアンケートを実施し、受講満足度は有効回答者の 97.3％から５段階評価で上位２段階までの評価を得ており、毎年度高い満足度を維持している。 アンケート結果等を踏まえ、効果的な研修の実施のために以下の見直しをした。 ア．カリキュラムの構成や時間配分の見直し（コース間でカリキュラムを共通化、１本の動画時間を 20～30 分程度にコンパクト化）。（令和２年度） イ．カリキュラムには熱中症など最新情報を加え、要望の多かったテーマについては新たな講師により講義動画を収録。（令和２年度）アンケートにおいて、分かりづらいという声が多かった講義動画を再収録。 ウ．参加者の要望に応え、オンラインによるグループ研修を実施。 エ．クラウド型の学習管理システムを導入し、研修の受講管理及び進捗管理を効率化。定員枠を撤廃。（令和４年度） ②研修後の上長への追跡アンケートの結果 研修受講者の所属上長において、受講満足度は有効回答者の 98.2％から５段階評価で上位２段階までの評価を得ており、高い満足度を維持している。 また、呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修等が、以下の専門医認定取得に必要な単位の対象講座としての認定を受けた。 ・（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（令和４年１１月現在：約 800 人）」（令和３年度） ・（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（令和５年３月現在：668 人）」（令和４年度） この結果、予防事業の研修認知度が飛躍的に向	取りまとめた。③さらに、地方公共団体や NPO 等と連携して呼吸器系疾病の患者の行動変容に長年にわたり成果を発揮してきた予防事業の経験・ノウハウと、熱中症対策に関する知見・実績が評価され、熱中症対策を機構の新規業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法が令和５年４月 28 日に成立した。④令和５年度には、機構内にプロジェクトグループを置き、前年度に引き続き受託した地域モデル事業と、令和６年度からの業務追加に向けた準備を着実に進めている。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）質の向上 ○新型コロナウイルス感染拡大への迅速な対応 人材バンクのネットワークを生かし、理学療法士による呼吸リハビリテーションについての動画等を制作し、ホームページで配信したほか、令和２年４月の緊急事態宣言発出後速やかに、ぜん息等で療養する患者や保護者の心のケアも大切と考え、不安感を払しょくするため、専門医からのメッセージ動画を配信した。 また、ぜん息患者等が公共交通機関を利用しづらいとの声を受けて、ぜん息患者等への理解や配慮を促すぜん息マークキーホルダーを製作し、地方公共団体や個人患者に 2,500 個を配布した。 さらに、集合・対面型の事業展開が困難な中、COPD 特設サイトの「栄養療法ページ」の新設に加え、新型コロナウイルス感染拡大による活用抑制で増える「サイコペニア、フレイルと肺の病気 COPD の関係」の講演会の配信を行った。 ○生活情報誌と月２回のコラム配信 「すこやかライフ」の発行やコラム配信を通じて、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の最新情報を続けるとともに、ぜん息等の医療の最前線の情報（重症患者への生物学的製剤、災害対策、薬の正しい使用、治療の教科書であるガイドラインなど）の発信を行った。 ○調査研究における外部有識者委員会の評価 外部有識者委員会の評価において、第３期中期目標期間実績（3.2）比 116％の全課題平均 3.7 を獲得し、中期目標評価指標（3.5 以上）を上回った。 ○研修の新システム導入、単位認定 研修をオンライン化し、さらにクラウド型学習管理システムを導入したことにより、研修の受講管理及び進捗管理の効率化、研修生の受講環境の向上を果たし、高い評価を得た。 また、機構の呼吸ケア・リハビリテー	
--	--	--	--	---	---	--

① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。

② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。

(C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 <関連した指標> (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件／年）	(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。 ①新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。	調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件／年）	(C) 調査研究の適切な実施 ①調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。 また、適正な執行を図るため、調査研究実施機関に対し、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等に係る現地調査を実施した。	シヨンスタッフ養成研修とアレルギー指導研修が、それぞれ、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会と日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として認定された。これにより、地域医療の質に資すること及び予防事業の研修認知度の向上が図られることとなった。 ○調査研究の成果 アジアの大気環境問題に特化した海外のジャーナル（"Asian Journal of Atmospheric Environment"）に論文が掲載され、研究成果が発信されたことで、今後より効果的な施策への活用が期待される。 (2)量の拡大等 ○研修の受講者数 地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数は第3期中期計画最終年度（平成 30 年度 297 人）比 546%の計 1,621 人に増加した。 ○SNS（Twitter）のフォロワー数 令和4年度末に 7,292 人となり、平成 30 年度（298 人）比 2,447%の実績を得られた。 ○ぜん息・COPD 電話相談の減少 学会の発表や研究論文等では、情報発信によって、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は半減に至った。	
(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 <関連した指標> (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年）	(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。 ① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD 等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNS を用いて積極的に情報提供を行う。	知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年）	(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 ①ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供 i) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用 ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用において、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を効果的に組み合わせで行うことにより、必要な情報が確実に読みに届くよう努めた。 SNS（Twitter）のフォロワー数については、日常的な情報提供平均 182 回／年（第3期中期期間平均 150 回／年）に加え、ぜん息の日常管理に役立つノベルティのプレゼントキャンペーン等を実施した効果などもあり、令和4年度に 7,292 人となり、平成 30 年度（298 人）比 2,447%の実績を得られた。 ii) 小児ぜん息日記のリニューアル 従前2種類あったぜん息日記を男女共通の1種類にまとめ、専門医の監修のもと、最新のガイドラインや医療現場での使い勝手を考慮したほか、ぜん息患者やその家族が前向きに取り組めるよう、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」を新規に制作し、小児に親しまれるぜん息日記とした。（令和元年度） iii) すこやかライフの発行及びホームページリニューアル、ぜん息等に関するコラムの連載 ぜん息&COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」を最新の科学的知見も含めリニューアルして発行した（令和元年度）。毎年度、発行に当たって外部有識者による編集委員会を開催し、取材及び編集作業を進めた。	(3) 予防事業の新たな展開（熱中症対策） ○予防事業の経験とノウハウを活用して、熱中症予防に係る受託業務等に取り組んだ知見・実績が評価され、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容として含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定（令和5年2月28日）され、国会で成立した（令和5年4月28日）。 <課題と対応> 調査研究については、他部での取組も参考に研究成果の最大化を図る仕組みを検討していく。 研修事業については、引き続きオンラインを積極的に活用することとし、研修自体の知名度を向上するために、学会等への働きかけを行っていく。 知識普及については、引き続き SNS 等を用いて積極的に情報提供を行うとともに、フォロワー数の維持や増加を図ることでの社会的な影響力を拡大するための策	

				iv) 新型コロナウイルス感染拡大への速やかな対応 ア. 令和２年４月の緊急事態宣言発出後速やかに、患者の不安感を少しでも払しょくするため、専門医からのメッセージ動画を制作しホームページを通じて配信した。 イ. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、咳の症状などによりぜん息等の患者が公共交通機関を使用しづらいとの声が寄せられたことを受け、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」をモチーフにしたぜん息患者への理解や配慮を促すぜん息マークキーホルダーを制作し、地方公共団体、個人の患者に約 2,500 個配布した。(令和２年度) ウ. 「すこやかライフ」においては、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の最新情報（ぜん息患者との関係、高齢者や子どものワクチン接種との関係、ウィズコロナの過ごし方など）の発信を積極的に続けた。(令和２～４年度) v) e ラーニングシステムの配信 保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した(令和３年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携)。 vi) 食物アレルギー対応ガイドブックの改訂 令和２年に完全施行の「改正食品表示法」、令和元年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド(2019 年改定版)」に基づきガイドブックの一部改訂を行い、電子媒体と紙媒体で提供した。(令和３年度) vii) 環境改善研修特別講演の冊子化 平成 30 年度の環境改善研修の特別講演は、公害の歴史や 60 年以上にわたる大気環境行政に関する知見を学べる貴重な内容であることから、受講者以外にも広く普及啓発できるよう冊子を制作し、地方公共団体の従事者へ提供した。(令和１・２年度) viii) パンフレットの提供 パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促し、効率化を図った。 ② ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施 i) 患者団体との協働事業 毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催した(令和元年度～令和４年度)。 ii) ぜん息・COPD 電話相談室 ぜん息・COPD 電話相談室の運営において、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、令和元年度から令和４年度の４年間で 3,570 件の相談に対応した。また、受託先が変更となってもサービスの質が維持されるよう、受託先へ機構職員	を講じていく。		
(d2) ぜん息等電話相談件数(前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年)	② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。	ぜん息等電話相談件数(前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年)	＜その他の指標＞ —				

			<評価の視点> 調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。	が赴き、相談体制や受付状況の把握に努めるとともに、令和４年度は専門医が電話相談を受ける保健師に対し応答対応や知識のアップデートを目的とした研修を実施するなど質の維持・向上を図った。 相談内容は、匿名集計し、分析をすることにより予防事業部内職員の知識向上に役立てるとともに、一般化できる内容についてはホームページへの掲載や学会での発表等も見据えて検討を行っている。学会の発表や研究論文等では、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は減じていると考えられる。 iii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知 過去の掲載媒体の分析を踏まえ、スポーツ誌・一般誌、リスティング広告、雑誌広告、地下鉄のフリーペーパー、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌など３団体の媒体に広告を掲載することにより、ターゲット層に応じた効果的な周知広報を図った。（令和２年度～） iv) COPD の増悪予防のためのオンラインによる栄養療法等に関する普及啓発事業の実施（令和２・３年度） ア．COPD 特設サイトに新たに栄養療法に関するページを設置し、栄養療法の必要性や具体的な調理レシピを開発し掲載 イ．著名人を起用しCOPD 及び栄養療法を紹介し患者の体格に合った食事の調理方法を紹介するYouTube 番組を制作し配信 ウ．新型コロナウイルス感染拡大による活動制限で増える「サルコペニア、フレイルと肺の病気COPD の関係」について一般講演会と専門職講習会を２部構成により実施した。集客に向けて、一般向け及び専門職向けにそれぞれ雑誌や Web 等の媒体を用いた広報を行い、1,209 人の申し込みを受け付けた（当日視聴者数 856 人、見逃し配信視聴者数 516 人）。 エ．講演内容の一部は記事体広告にまとめ、新聞媒体に掲載 ③熱中症に関する情報提供及び取組事例集の作成 令和３年度の業務実績に係る主務大臣からの指摘事項として、「引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。」と示された（令和４年８月 25 日）ことに先立ち、暑熱順化前の５月から SNS（Twitter）やメールマガジンによる熱中症の注意喚起及び情報提供を自主的・積極的に行った。 また、ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などが熱中症弱者であることに鑑み、研修事業において自治体担当者向けの講義に熱中症に関する内容を取り入れるとともに、職員の人材育成としても熱中症の専門家を講師として招聘し、熱中症に関する専門的な研修会を開催（令和４年５月 20 日）。 さらに、熱中症がぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方が重症化しやすく、死亡者の大半は高齢者が占めており、予防事業と相乗効果が期待されることから、熱中症に係る知見を予防事業に活用す		
--	--	--	--	--	--	--

				るため、「令和４年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を受託した。受託業務においては、先進的な熱中症対策に取り組んでいる「モデル自治体」に対して、事業計画の策定支援や広報支援、他の地方公共団体との情報共有に取り組んだ。 加えて、令和３年にカナダで発生した顕著な高温による被害から学ぶべき教訓を得るとともに、カナダにおける熱中症対策の取組状況について調査するため、環境省担当官と共に現地ヒアリングを行った。以上の内容を、全国の自治体に配布予定の「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」として取りまとめた。 こうした取組を通じて、熱中症が「ぜん息患者」や「COPD 患者」にも甚大な影響を及ぼすことを実態として把握することができたことから、SNS等を活用し、熱中症への注意喚起を行った。 その結果、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容に含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、令和５年４月２８日に国会で成立した（機構への業務追加は、公布の日から起算して１年以内で政令で定める日から施行予定）。			
--	--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	地方公共団体への助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<関連した指標>								予算額（千円）	770, 100	761, 640	761, 924	825, 604		
	ソフト３事業参加者数（※） （※１） （※２）	—	第３期中期目標期間実績：152, 223 人／年	131, 697 人	102, 630 人	110, 721 人 ※専門医等による解説動画等の配信 (25, 533 再生) ※機構による代替事業参加者 （191 人） 上記計 延べ (136, 445 人)	99, 134 人 ※専門医等による解説動画等の配信 (1, 847 回再生) 上記計 延べ (100, 981 人)			決算額（千円）	638, 367	589, 583	583, 295	671, 349	
	事務指導実施件数	—	第３期中期目標期間実績：平均 7. 75 件／年	8 件	4 件	10 件	10 件			経常費用（千円）	659, 579	599, 938	576, 576	665, 576	
	人材バンクを活用した支援実施状況（※３）	—	—	15 団体 21 事業	1 団体 1 事業	2 団体 3 事業	2 団体 2 事業			経常利益（千円）	△32, 080	47, 614	98, 978	66, 995	
										行政コスト（千円）	659, 579	599, 938	576, 576	665, 576	
										従事人員数	16	16	16	16	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

- ※ 1 ソフト 3 事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。
- ※ 2 新型コロナウイルス感染による死亡者が、令和元年度 56 人、令和 2 年度 9, 153 人、令和 3 年度 18, 978 人、令和 4 年度 45, 771 人と拡大する非常事態下においても、呼吸器系疾病を専門とする医師、コメディカルスタッフ（看護師・保健師等）と地方公共団体の環境保健部局職員には、ぜん息等の患者のためのソフト 3 事業の推進に最大限の尽力をいただいた。
- ※ 3 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(２) 地方公共団体への助成事業	(２) 地方公共団体への助成事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：A	評定	A	評定	－
	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。	事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による助成事業の多くが中止となる中、地方公共団体のニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICT（情報通信技術）を活用した自主的積極的な創意工夫により、コンテンツ動画・副教材の制作、優良事例の横展開、地方公共団体及び患者団体との協働実施、パッケージ支援（伴走型支援）メニューの内容の充実を迅速に図り、ソフト３事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度約９割（５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合）という高い「質」を誇るなど、「事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 また、人材バンク登録者の研修会の開催による「質」の向上や、パッケージ支援の「量」を新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復させるなど、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。	<評定に至った理由> 第４期中期目標期間においては、予防事業の実施主体である地方公共団体や医療従事者等が新型コロナウイルス感染症拡大への対応に追われ、また、感染リスクへの懸念から対面による事業の多くが中止または縮小等を余儀なくされる厳しい事業環境の中で、患者団体との意見交換や地方公共団体へのアンケート調査等によって各主体が抱える課題やニーズを的確に把握し、そのうえで地方公共団体等による ICT（情報通信技術）を活用した事業実施を支援するための動画等コンテンツの提供や優良取組事例の共有、人材バンクを通じた専門家派遣による支援及び同バンクに登録されている理学療法士を対象とした新たな講習会の開催及び機構が地方公共団体による事業実施を伴走支援する仕組みであるパッケージ支援メニューの拡充、さらには地方公共団体と地域の関係主体の協働による事業を支援するための新たな取組の展開などの取組を中期目標期間を通じて積極的に実施し、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を達成している。 これらの取組の結果として、予防事業の中核をなすソフト３事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者に対するアンケート調査結果における５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合は、令和元年度 91％、２年度 90％、３年度 88％、４年度 90％と中期目標期間を通じて高い評価を獲得している。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
	(a1) ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績：152, 223 人／年）	① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績：152, 223 人／年）	①地方公共団体への支援及び予防事業コンテンツの充実		以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「Ａ」とする。			
					（背景） 本中期目標期間において、「地方公共団体への助成事業」を担う、呼吸器系疾患を専門とする地域の医師やコメディカルスタッフ（看護師、保健師等）、地方公共団体の環境保健部局の職員は、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態にあった。また、助成事業の対象者は、呼吸器系疾患の患者であることから、集団や対面での多くの事業が中止に追い込まれた。このため、助成事業の質の低下と量を確保することは非常に困難な状況にあった。	<今後の課題> 予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていただきたい。		<その他事項> 無し	

				(令和元年度) ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識者の協力を得て報告書に取りまとめた。 報告書を踏まえ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けて「肺機能測定」により見える化・動機づけをした上で、継続的に実施することによる息苦しさ・肺機能の改善効果の高い「呼吸筋ストレッチ体操」を組み合わせた体験型事業の創設等の内容の充実につなげた。 報告書の住民アンケートや優良事例等は、地方公共団体の実務者を集めて、情報共有を図った。 ii) 新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応するためのICTを活用した事業展開(令和2年度～) 地方公共団体へのアンケート調査により把握した課題・要望を受け、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わるICTを積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、以下のコンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVDを作成し、地方公共団体の助成事業を通じて普及を行った。 ・アレルギー疾患のある子ども・保護者に向けた新型コロナワクチンの解説動画(動画再生回数24,926) ・成人患者向けの「呼吸筋ストレッチ」動画及び副教材の制作(動画再生回数235,819回) ・専門医及び看護師による「ぜん息の自己管理方法を身につける」解説動画(動画再生回数2,958回) ・乳児スキンケア動画及び副教材(動画再生回数44,191回) ・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材(動画再生回数11,972回) iii) 新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団	(1) 事業環境等の変化への対応 そのような中、令和2年度には、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」報告書を取りまとめ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けた動機づけと、息苦しさ・肺機能の改善効果の高い呼吸筋ストレッチ体操を組み合わせた体験型事業の創設など、事業内容の充実を図った。 令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による助成事業の多くが中止となったことから、地方公共団体の課題・ニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICTを活用した自主的な創意工夫を迅速に進めた。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わるオンラインを積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、患者やその家族のニーズに応える多数の動画コンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVDを作成して、地方公共団体を通じて普及を行った。全動画の合計再生回数は、31万回を越えた。 また、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。また、オンライン事業をパッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 令和4年度には、地方公共団体の「人手不足」「住民ニーズに沿った事業の改善」というニーズと、患者団体・NP0のシーズをマッチングさせ、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度(FeNO)」測定器を用いた、地方公共団体とNP0の協働による新たな事業メニューの試行を行った。 このほか、毎年度のソフト3事業の効果測定と、地方公共団体へのフィードバックにより、事業の効果的・効率的な実施を促進した。ソフト3事業の満足度(5段階評価のうち上位2評価を得た回	
--	--	--	--	---	---	--

				体の優良取組事例の横展開 (令和２年度～) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 これらの結果、機構によるパッケージ支援の「量」は、第３期中期目標期間の最終年度である平成 30 年度の実績値が 7 地方公共団体 10 事業であったのに対して、令和 5 年度には、8 地方公共団体 14 事業まで回復させた。 iv) 新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応する機構と地方公共団体との協働実施 (令和３年度～) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。両事業とも参加者の 95%から高い評価を得た。 ア．ぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者を対象とした、専門医によるアレルギー疾患の基礎知識や日常生活の注意点についてのオンライン講演会 (視聴者数 168 人) イ．成人のぜん息患者を対象とした、呼吸筋ストレッチ体操教室のオンライン開催 (参加者数 23 人) また、令和３年度には、講演会等のオンライン開催・ハイブリッド開催を、パッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 なお、「ソフト３事業参加者数」には含まれていないが、上記 ii) のコンテンツは、広く患者やその家族に利用されているとの声が寄せられている。 V) 患者会 (NPO) と協働した事業メニューの試行 (令和４年度) 地方公共団体へのアンケートの結果、「人手不足」「住民	答者の割合) は、令和元年度 91%、２年度 90%、３年度は 88%、４年度は 90%と、コロナ禍においても高評価を獲得した。 (２) 助成事業への支援 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・事業メニューの開発を行い、ソフト３事業の「質」の向上を図った。 また、令和４年度には、人材バンク登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催し、参加者の 96%から「有意義であった」との回答を得た。 さらに、上記 (１) のとおり、機構による地方公共団体の助成事業の企画立案等を３年以内に限り人的に支援するパッケージ支援事業のメニューを、新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団体のニーズに応えるよう開発・追加した。 これらの結果、機構へのパッケージ支援の「量」は、第３期中期目標期間の最終年度である平成 30 年度の実績値が 7 地方公共団体 10 事業であったのに対して、令和 5 年度には、8 地方公共団体 14 事業 (予定) まで回復させた。 <課題と対応> ○ 第４期中期目標期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の中止が相次いだため、非対面型の事業 (動画コンテンツ等の提供やオンライン講演会の実施支援等) を積極的に展開したところである。今後も引き続き、外的環境に影響を受けずに実施できる新たな予防事業の展開について検討を進める。 ○ 地方公共団体の人員不足等の課題に対応するため、患者団体など多様なステークホルダーとの連携を進め、地域住民のニーズに応じた事業を行う。	
--	--	--	--	--	---	--

				ニーズに沿った事業の改善」という課題とともに、3割以上の地方公共団体が患者会やNPOと連携した事業の実施のニーズがあることを把握した。 また、複数の患者団体を訪問した意見交換により、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度（FeNO）」測定のニーズや、より多くの患者の支援への協力意欲（シーズ）を把握した。 このため、医学的効果の確認を行った上で、上記のニーズとシーズをマッチングする支援案の試行のため、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を東京の患者団体と協働で実施した（2月）。 体験会に参加した26人の患者のうち91%から、「満足度」について5段階評価で上位2段階までの評価を得るとともに、「定期的なFeNOの測定は自己管理に役立つ（73%）」「呼吸筋ストレッチを続けていきたい（91%）」との回答を得たことから、主体的な自己管理を促す効果が明らかになった。 体験会を見学した地方公共団体職員からも、「市や区での実施を積極的に考えたい」との声が寄せられた。 他の地域の患者団体・NPOからも、地方公共団体と協働で取り組むことに積極的な意見を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を10機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。 vi）地域のステークホルダーとのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始（令和4年度～） 助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体に委託し、地域のステークホルダーとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するためのステークホルダーとの協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成に着手した。			
	(a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／	② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体	事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年）	②事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施			

	年)	と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。		患者の高齢化の進展や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTの積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、ソフト3事業の効果を的確に測定するため、アンケート調査の質問票の改訂や、毎年度の分析結果の地方公共団体へのフィードバック、アンケート調査のクラウド化の検討を行うことにより、効果測定「質」の向上を進めた。 具体的には、以下のとおり。 i) 事業参加者へのアンケートによる効果測定 令和元年度に質問票を改訂し、回答者や地方公共団体の負担軽減のために質問項目の削減を図る一方で、新たに「事業参加目的」や「事業を知った広報媒体」といった事業の実施に有用な質問項目を加えた結果、アンケート回答数は前年度比126%に増加した。 調査の結果、 ・中期目標期間のソフト3事業の事業満足度は、5段階中上位2位の評価が88～91% ・事業参加後に行動変容の効果があつた参加者は、健康相談事業では92.5%以上、機能訓練事業では86%以上（令和4年度） ・健康診査事業により、知識普及の効果あつた参加者は78%（令和4年度） ・機能訓練事業のうち運動訓練教室については、参加者の53%から症状が改善との回答。水泳教室については、2か月後に参加者の44%からQOLが向上との回答（令和4年度） ii) アンケートのクラウド化の検討 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTの積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、効果測定の一層の効率化と有効化を図るため、例えばオンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなど、調査実施方法等の検討を進めている。		
--	----	-------------------------------------	--	--	--	--

	(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体の行う助成事業への支援の実施 (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。 ② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団	人材バンク等を活用した地方公共団体の行う助成事業への支援の実施 人材バンクを活用した支援実施状況 <その他の指標> — <評価の視点> —	(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体の行う事業の支援 ① 人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実とパッケージ支援 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTの積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・副教材・支援メニューの開発を行い、ソフト3事業の「質」の向上を図った。 具体的には、以下のとおり。 i) 人材バンク登録者の紹介 地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援及び人材バンクについて丁寧に説明をしてきた結果、新型コロナウイルスの感染拡大のあった令和4年度においても、新たに2団体2事業に対して、人材バンクから登録者を派遣した。 ii) 人材バンクを活用した企画立案によるコンテンツ動画・副教材や支援メニューの開発 令和2年度に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対面型の事業の中止の代替のため、呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画を製作した際に、人材バンクに登録している理学療法士の協力を得た。 また、令和4年度に、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会」を患者団体と協働で実施した際にも、人材バンクから4名の講師（理学療法士及び看護師）を活用した。 ② 予防事業人材バンクの登録者 地方公共団体に活動事例など情報の共有化 新たな取組として人材バンク登録者へのオンラインによる事業展開の講習会の実施などにより、人材バンクの登録			
--	---	--	---	--	--	--	--

		体等で情報の共有化を図る。		者の「質」の向上を図った。 i) 人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報の共有化 毎年度、人材バンクの登録継続の意向及び1年間の活動状況の確認を踏まえリストを更新することで、登録者との連携を強化し、事業への協力に繋げた。 ii) 人材バンク登録者へのオンライン講習会の開催 新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、人材バンク登録者の活躍の場が限られる中、登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催した（令和4年12月、参加者27名）。 参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得たほか、参加者の100%から、予防事業と人材バンクの概要について理解した旨の回答が得られた。			
--	--	---------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	公害健康被害予防基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－1．公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604		
	安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第３期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円 （※22 百万円）	696 百万円 （※24 百万円）	716 百万円 （※35 百万円）	732 百万円 （※51 百万円）		決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349		
									経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576		
									経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995		
									行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576		
									従事人員数	16	16	16	16		

※当初の中期計画予算（令和元～５年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～５年度の合計額）の増額値

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注２）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 公害健康被害 予防基金の運用等	(3) 公害健康被害予防 基金の運用等	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ A ぜん息等を予防する事業のために 積み立てられた 450 億円の公害 健康被害予防基金を用いて、①環 境問題の予防に資する事業のため に発行された債券（グリーンボン ド、ソーシャルボンド）を購入す るとともに、②債券の運用益等 によりぜん息等の予防事業を行う、 いわば、二重の予防事業の体系を 確立した。 その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確 保の両立を、着実かつ適正に達成 するとともに、②については、運 用益等を活用した予防事業の実施 に当たり、ぜん息等の発生予防及 び健康回復への寄与度の高い事業 への重点化を実現したことから、 自己評価を A とした。 具体的には、次のとおり。	評価	A	評価	－
	(A)事業に必要な財源 の確保と事業の重点 化 ＜関連した指標＞ (a1) 安全で有利な運 用等により確保した 事業財源額（前中期 目標期間実績：平均 925 百万円／年）	(A) 事業財源の確保及び 効果的・効率的な事業実 施に向け、以下の取組を 行う。 ① 市場等の動向を注視 し、機構の運用方針に基 づく安全で有利な運用を 行うとともに、補助金・ 積立金を活用し事業財源 の確保を図る。	事業に必要な財源の確保と 事業の重点化 安全で有利な運用等により 確保した事業財源額（前中 期目標期間実績：平均 925 百万円／年） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	①事業財源の確保 予防事業は、運用益及び自 立支援型公害健康被害予防事 業補助金で実施しており、利 率の高い債券の購入で運用を 行い、事業財源の安定的な確 保を図っている。 一般的に環境に配慮した債 券は利率が低くなるが、令和 元年度に、機構の経営理念に 照らし、公的機関としての責 務を考慮しつつ、環境に配慮 した債券購入の方針を率先し て打ち出し、機構全体の運用 方針へとつなげ、令和3年度 においては、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等を 目的とした債券を積極的に取 得する運用方針の改正につな げた。 （※機構の経営理念：環境分 野の政策実施機関として、良 好な環境の創出と保全に努め る。） 以上のような運用方針に基 づき、安全な運用に努めつ つ、環境負荷の低減その他社 会的課題の解決等を目的とし た債券（社債・地方債）の取 得や、中・長期の債券の取得 による償還時期の平準化に留 意し、償還財源の効率的な運 用を行ったことにより、当初 の中期計画予算（令和元年度 から令和5年度までの合計） 2,424 百万円に対し、各年度 とも運用収入の改善を図った。 ○元年度末時点:22 百万円の増 ○2年度末時点:24 百万円の増 ○3年度末時点:35 百万円の増 ○4年度末時点:51 百万円の増 また、運用収入と併せ、自 立支援型公害健康被害予防事 業補助金を活用するなどし	(1) ESG の視点を組み入れた運用 と、利息確保の両立 機構の経営理念に照らし、令和 元年度に予防事業部より、環境に 配慮した債券購入の方針を自主 的・積極的に打ち出し、機構全体 の運用方針へとつなげ、令和3年 度には、環境負荷の低減その他社 会的課題の解決等を目的とした債 券を積極的に取得するとの運用方 針への改正につなげた。 そして、令和元～2年度におい ては、環境負荷が相対的に低いと 判断される債券（社債）の取得 や、中・長期の債券の取得により 償還時期の平準化を図るなど効率 的な運用を行った。 また、令和3年度においては、 償還財源（29 億円）の全ての運用 に際し、利率のみを最優先するの ではなく、機構の運用方針に基づ き、環境負荷が相対的に低いと判 断される債券（社債）の取得に加 えて、予防基金として初めてグ リーンボンドの取得（3 億円）に 踏み切った。 さらに令和4年度の償還財源 （41 億円）の運用に際しては、グ リーンボンドの取得（3 億円）と 併せて、予防基金として初めてソ ーシャルボンドを取得（6 億円） した。	＜評価に至った理由＞ 第4期中期目標期間においては、市中金利の上昇が見 込めない厳しい状況が続く中で、機構の運用方針に則 って市場動向等を踏まえた着実な基金運用を行い、中 期計画予算を 51 百万円上回る 2,474 百万円（102.1% 増）の運用収入を確保するとともに、機構の経営理念 を踏まえた債券購入の方針を機構内部において率先し て打ち出し、機構全体の運用方針の数次にわたる改正 へと繋げたうえで、グリーンボンドの調達を実現して おり、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立 という困難な目標を達成するものとして高く評価でき る。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地 方公共団体等による事業実施環境に大きな制約が生じ ている中において予防事業を着実かつ継続的に実施し ていくため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄 与度が高い事業への重点化を進めている点について は、予防事業の長期継続的な実施に資するものとして 高く評価できる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」 とする。 ＜今後の課題＞ 無し ＜その他事項＞ 無し	＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －		

		② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。		て、事業に必要な財源を確保した。 ②効果的・効率的な事業の実施 今後の予防事業の展開について、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地方公共団体担当者に情報共有を図った上、地方公共団体が実施するソフト3事業を中心とした事業実施を進めた。 また、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても予防事業を着実・継続的に実施するため、動画コンテンツの配信やオンラインによる研修会・講習会等の実施、また患者団体との協働連携に向けた取組など、地方公共団体へのアンケート調査や、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。	以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、中期計画予算を51百万円上回る2,474百万円（102.1%増）を確保できたことに加え、ESGの視点を組み入れた運用を行うことができた。 増額幅としては、令和3年度末時点での35百万円の増から、さらに51百万円の増（令和3年度末時点増額値に比べて145.0%増）となった。 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均1.08%）を確保するため、ESGの視点を組み入れた運用方針を維持しつつ、償還財源の全てで環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券を取得した。（令和4年度：年平均1.16%） （2）予防事業の重点化 新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、COPDの普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施、患者団体との協働連携に向けた取組など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。 ＜課題と対応＞ ・引き続き市中金利の低下が続くことが想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性等のバランスを勘案しながら、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の取得を行っていく必要がある。 ・また、事業の重点化や自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用など、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<評価指標>							予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
	助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90％以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1%※(87.7%)	79.3%※(87.3%)	78.8%※(96.7%)	80.0%※(96.3%)	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（ 10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
	人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
	交付決定処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
	支払処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 25.3 日	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日						

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																													
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																							
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																					
	(1) 助成事業 (A)助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	(1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。 ① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	＜主な定量的指標＞ 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	＜主要な業務実績＞ (A)助成による支援を行った活動の継続性の確保 ①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）は、助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を見据えつつ、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 また、令和5年度に地球環境基金が創設 30 周年を迎える節目の機会に、20 周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定した。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 ア. 助成金説明会の実施 全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国8か所で実施した。（10～11月） イ. 新型コロナウイルス感染拡大による活動影響調査の実施 令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたこ	＜自己評価＞ ＜評定と根拠＞ 評定： A 令和元年度から実施している助成団体の支援強化の取組が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の厳しい状況下において計画以上の成果を上げるとともに、第4期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができたなど、以下の取組の成果をふまえ、自己評定を A とした ○助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90%）であるが、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値 90%を上回る高い割合を確保した。 ○事後評価は目標を上回る評価を獲得 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションにおける助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や、毎年度活動終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入により効果的な助言、指導を行うなど、助成団体の活動支援を強化してきたことで、助成団体活動の事後評価は目標値（7.5 点）を上回る 7.8 点以上の評価を獲得した。 また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得るこ	<table><tr><td>評定</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">・助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値（90%）として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値を上回る高い割合を確保した。</td></tr><tr><td colspan="2">・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点以上と目標値（7.5 点）を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルテーションでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。</td></tr><tr><td colspan="2">・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。</td></tr><tr><td colspan="2">・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。</td></tr><tr><td colspan="2">・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について4週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。</td></tr><tr><td colspan="2">・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の利便性</td></tr></table>	評定	A	＜評定に至った理由＞		・助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値（90%）として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値を上回る高い割合を確保した。		・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点以上と目標値（7.5 点）を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルテーションでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。		・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。		・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。		・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について4週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。		・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の利便性		<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ －</td></tr><tr><td colspan="2">＜その他事項＞ －</td></tr></table>	評定	－	＜評定に至った理由＞ －		＜その他事項＞ －	
評定	A																												
＜評定に至った理由＞																													
・助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値（90%）として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値を上回る高い割合を確保した。																													
・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点以上と目標値（7.5 点）を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルテーションでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。																													
・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。																													
・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。																													
・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について4週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。																													
・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の利便性																													
評定	－																												
＜評定に至った理由＞ －																													
＜その他事項＞ －																													

				とから、各年度の全助成先団体に対して、活動影響調査を実施した。本調査は、助成先団体が実施している感染症対策や、環境 NGO・NPO が必要としている支援などを明らかにすることを目的とした。 令和２年度調査においては、その結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。 令和３年度調査においては、その結果から、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられたため、団体組織の強化、他団体との交流や情報収集の場としての研修の実施や、団体の取組好事例等を共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムを開催した。 ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 ア．フォローアップ調査の実施 ３年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。調査対象団体のうち、助成終了後１年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体の割合は達成目標である９割に達していないが、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動の９割超が継続している。 イ．調査結果の活用等 上記ア．の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を３件抽出し、フォローアップ実地調査を行	とができたものと思料される。 ○組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果から情報提供等を行ったほか、顕在化した団体の組織基盤の脆弱性については、ファンドレイジング等をテーマとして研修や、ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営するなど、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ＜課題と対応＞ ○ NGO・NPO の自立、成長に向けて、自ら団体の組織基盤を強化し、助成終了後も自立し持続的に活動を継続していくため、助成先団体の状況を踏まえた必要なサポートに引き続き取り組む。また、本中期期間においては、「担当者モニタリング」の導入等により助成団体の活動支援を強化したことで事後評価にて一定の効果を上げているものであるが、今後は画一的なものだけでなく、団体の規模や能力、ニーズなどを考慮し必要な支援に重点化を図ることを検討していく。 ○ SDGs、ポスト SDGs、環境省が掲げる 2030 年ターゲット目標（脱炭素、自然共生、資源循環）など国際情勢や国内の環境政策において環境 NGO・NPO に期待される役割等を踏まえ、地球環境基金が重点的に展開していくべき取組を検討し、実施する。	の効率化を図った。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保する見込みであり、また、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保する見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPO の組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	--	--	---	--	---	--

	(B)助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	い、その結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した。 (B) 助成による支援を行った活動の質の向上 ①助成活動の進捗状況の確認 助成開始から 1 年以上が経過した活動を対象として、令和 3 年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとに基金担当者がモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 ②評価の実施 ア．事前目標共有 新規採択全件を対象に、内定決定後に実施し、活動の目標や計画の改善等を行うことで、助成活動の質の向上につなげた。 イ．中間コンサルテーション 活動計画 3 年以上の 2 年目を迎えた全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に実施した。 ウ．事後評価（書面評価） 令和 3 年度に 3 年間の活動を終了した全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に事後評価を実施し、評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、達成目標（平均 7.5 点）を上回る結果となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 エ．継続評価 フロンランナー助成 3 年目の団体について、4・5 年目の助成継続の可否を判断する			
--	---	--	---	--	--	--	--

			ために活動状況等の確認を行った。 オ．実地調査 3年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位、中位、下位から計6件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定し実施した。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った。 ③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 ア．助成先団体へのフィードバック 評価専門委員会において、評価の計画や実施方法の検討等を行うとともに、実施した事後評価（書面評価）及び実地調査の結果については各助成先団体にフィードバックした。 イ．関係機関との連携強化 各地域にて助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った。 また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向やNPOが行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。			
(C)助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 ＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標 期間実績：平均88.0%）	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。	助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標 期間実績：平均88.0%）	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施 ① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 ア．助成対象について 国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項を踏まえたうえで、助成対象活動の採択を行い、実施している。 東京 2020 大会の開催に向けた市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す活動や、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する支援を「特			

		② 助成事業を通じて、S D G s の考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。		別助成」として行った。			
	(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）	③ 人材の育成と定着を図る助成方法の検討 ア．若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和元年度～5 年度助成先団体から、計 48 名を採択した。これは複数年計画の新規案件の 21.7%を占めている。			
	(D)事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。 ① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）	(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 ①会計事務等に関する指導等の実施 ア．内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した。 イ．事務所指導調査の実施 令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、助成先団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施し、上記の状況確認の結果、特に事務所等での確認や指導が必要な団体等については、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。			
	<関連した指標> (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	②助成金交付申請手続の実施 ア．オンライン個別面談の実施等 令和 2 年度から、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した。			

	(d2) 支 払 処 理 期 間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)	(28 日) 以内として速やかな手続に努める。 ③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間(28 日) 以内とする。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	この際、交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行うことで、申請受理後に速やかに交付決定手続を行った。 ③事務の効率化と利便性向上の取り組み ア．書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4 月）、交付申請書（5 月）、支払申請書（年 4 回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023 年度助成金要望手続（11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続までは、メール等での書類受付により対応した。） イ．一部概算払いの実施 前年度に助成を受けていた団体のうち、支払事務状況等を勘案し、助成金 50%を上限に概算払いを実施した。 ウ．EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨した。 エ．他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した。 オ．助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年 4 回）については、厳正かつ迅速な審査に努めた。令和 4 年度の平均処理日数は 22.8 日であった。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023 年度助成金の要望手続から稼働させた。			
--	---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－３－２	振興事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均２回／年	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	9 回（８地方大会、全国大会）		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均４回／年	6 回	4 回	4 回	6 回		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第３期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注２）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（２）振興事業	（２）振興事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> <評定と根拠> 評定：A	評定	A	評定	－
	(A)長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 <関連した指標> (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／年） (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年）	(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度２回以上実施する。 ② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度４回以上実施する。	長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／年） ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年）	① 大会の実施 ア. 全国ユース環境活動発表大会の実施 全国８地区で地方大会を開催し、選出された各２校、合計１６校により全国大会を行った。 令和２年度～４年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたため、大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。開催形式は令和２年度及び３年度は大会 Web サイトに高校生の活動動画を掲載して発表する形式とし、審査会はオンラインで実施した。令和４年度は感染症対策を十分に講じたうえで、令和元年度までと同様に各会場にて実施する形式としたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する Web 参加の形式での出場を認めた。 また、令和元年～３年度には、全国大学生環境活動コンテスト（ecocon）に共催として参画した。 ②ユース世代を対象とした研修等の実施 高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度４回以上を開催した。	以下のとおり、中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成したことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により未曾有の厳しい状況下において、緊急性の高い組織の脆弱性の対応に優先かつ迅速に取り組むとともに、深刻化する団体の人材不足の課題に対応するため、ユース世代の育成の充実・強化に取り組むなど、活動の振興支援に加えて団体の組織基盤強化支援に新たに取組み、今後の活動の振興に大きく貢献する成果をあげたことから自己評定を A とした。 ○「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において助成先団体の必要としている支援を把握し、各種情報を提供するなどニーズに速やかに応えるとともに、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、団体の人材や資金確保等の組織基盤の支援を強化するための研修やシンポジウムを自ら企画、運営した。実施にあたっては、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取組み、コロナ禍において苦労している各団体にも大きな励ましになり、「他団体の組織運営を聴けたことで自分の所属団体との差異を実感し、何が課題かを理解できた。今後の目標ができたので取り組んでいきたい」や「今後の活動について、一から考え直す機会となった」という前向きな意見を頂き、団体の活動にも大きなインパクトを与えることができた。 ○若手プロジェクトリーダーやユース世代を対象とした研修等については、新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンライン開催とした場合の事業成果について危惧していたが、グループミーティングやきめ細かい対応によってメンバー相互間のコミュニケーションを図ることで円滑に研修を実施するこ	<評定に至った理由> ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（８回）の開催など、前中期目標期間実績（平均２回／年）を大きく上回る回数のユース世代の活動団体交流会を実施した。 ・全国ユース環境活動発表大会については令和２年度及び３年度は Web 大会で実施し、校外活動の制限がある学校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで配信した。令和４年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとし、対面形式での交流とオンライン形式の利点の両方を活かせるよう工夫を行った。 ・高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度４回以上開催した。 ・令和２年度及び３年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、意見交換会、セミナーや、研修等について新たなテーマで積極的な取組を実施した。 ・国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和３年度）及び熊本県南阿蘇村（令和４年度）にて研修を実施した。 ・研修受講者アンケートによる肯定的評価は、前中期目標期間実績（平均 95.4％）を上回る実績（平均 97.6％）を得られた。 ・そのほか、令和４年度には、地域課題の解決に向け	<評定に至った理由> － <その他事項> －		

	(B)カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 ＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均95.4%）	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。 ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均95.4%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	(B) 研修・調査等事業の効果的な実施 ① 研修・調査の企画運営 ア．若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。 令和2年度及び3年度は、一部を除いて Web 会議システムを活用して研修を行った。 イ．活動影響調査結果に基づく取組の実施 令和2年度及び3年度に実施した活動影響調査において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、以下の取組を実施した。 （ア）意見交換会、セミナーの実施 令和2年度は、「公的支援に関する情報提供（給付金・補助金情報）」として、国等が行う感染症対策関連情報や支援制度をリンク集としてまとめたものをホームページに特設サイトとして開設した。 また、活動への具体的な影響やオンライン活用の上での工夫などに関する意見交換会や、オンラインでの組織運営の工夫等に関するセミナーを、各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。 （イ）研修、シンポジウムの実施 「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、令和3年度は新たに以下の取組を実施した ・団体の組織運営やファンドレイジング等をテーマにした研修（4回） ・ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウム（1回） また、更なる支援として、令和4年度は新たに以下のテーマに係る組織基盤強化のための研修2件を実施した。	とができた。 ○全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした全国ユース環境活動発表大会は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度～3年度には開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和4年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。 ＜課題と対応＞ ○ 全国ユース環境活動発表大会については過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。 ○ 研修等の実施においては、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。 ○ ユース世代を対象とした研修については、国内外の開催地域や関係機関との連携を引き続き強化し、現地の好事例に触れるなど受講者にとって有意な研修となるよう取り組む。	た新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2回）。 以上により、中期目標期間中の所期の目標を上回る高い成果が得られる見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 全国ユース環境活動発表大会や研修等の実施においては参加者のニーズや社会情勢を踏まえつつ、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法を検討すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	---	--	---	--	--	---	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 ウ. ユース世代人材育成に資する研修 国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。 その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、環境保全活動に取り組みを現場で学び、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和3年度）及び熊本県南阿蘇村（令和4年度）にて研修を実施した。 エ. ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決にはNPOが地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、学校、金融機関、自治体、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを令和4年度に2地域（北海道、九州）で実施した。 オ. 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、各年度で95%以上であった。 ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を各年度4回以上実施した。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
S N S（ツイッター、Instagram掲載数、フォロワー数）	－	－	ツイッター掲載数：118件、 フォロワー数：484人 Instagram掲載数：91件、 フォロワー数：167人	ツイッター掲載数：145件、 フォロワー数：708人 Instagram掲載数：129件、 フォロワー数：320人	ツイッター掲載数：195件、 フォロワー数：1,388人 Instagram掲載数：89件、 フォロワー数：447人	ツイッター掲載数：162件、 フォロワー数：2,036人 Instagram掲載数：114件、 フォロワー数：569人	－	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
特定寄付金の受け入れ金額	－	第３期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
基金の運用益	－	第３期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(3) 地球環境基金の運用等	(3) 地球環境基金の運用等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> B 以下のとおり、ホームページの改修、SNS の充実など積極的な広報展開や情報発信に取り組み、助成活動への理解促進、意識向上を図ることで、中期計画及び各年度計画の関連指標として掲げる特定寄付金の受け入れ金額の基準値を上回る成果を上げたことから、自己評価を B とした。	評価	B	評価
	(A)基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A) 環境NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。	基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A)		<評価に至った理由> ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・特定寄付金の受入については、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNS やホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績(13,750 千円)を大幅に超える受入ができた。 ・一般寄付では、多様な寄付方法による取組み、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組み等により、寄付件数を増加させることができ、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 ・著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。 以上により、中期目標の所期の目標を達成できる見込みと判断し、B 評価とした。		<評価に至った理由> ー <その他事項> ー
	(a1) SNS (ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)	① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	SNS (ツイッター、インスタグラム載数、フォロワー数)	①令和元年度にホームページの改修を行い、助成事業活動の紹介ページを設けて、環境NGO・NPO活動や基金事業の理解促進を図るとともに、スマートフォンやタブレットでも閲覧可能なレスポンス対応にレイアウト変更するなど利便性の向上を図った。 また、令和3年度に子どもの環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」をリニューアルし、環境省子ども向けサイト「こども環境省」や「Yahoo!きっず」とリンク展開するとともに、子どもを対象とした環境イベントで環境教育の教材として活用し、高い評価を得た。 SNSについては、ツイッターとインスタグラムに加え、令和4年度から新たにフェイスブックを創設し、助成団体の活動報告・募集案内、環境行政のトピック等を積極的に投稿し、フォロワー数も増やすことができた。	①環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実のために、ホームページの改修、利便性の向上に取り組んだ。SNSでは、ツイッター及びインスタグラムでは投稿数、内容の工夫によりフォロワー数を大幅に増やすことができた。環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」は、環境教育のイベントでの活用など新たな展開を行った。 ②特定寄付金の受入については、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNSやホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績(13,750 千円)を大幅に超える受入ができた。 一般寄付では、多様な寄付方法による取組み、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組み等により、寄付件数を増加(令和元年度 905 件→令和4年度 1,220 件)させることができ、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。	<今後の課題> 引き続き、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境NGO・NPOが行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> 特になし。		
	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額 (前中期目標期間実績：平均 13,750 千円)	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額 (前中期目標期間実績：平均 13,750 千円)	②企業協働プロジェクト等による特定寄付金については、LOVE BLUE 助成(企業協働プロジェクト)の活動の積極的な広報展開や成果の発信及び全国ユース環境ネットワーク事業への貢献度を理解いただき、毎年度前中期目標期間実績平均 13,750 千円を上回る寄付額を獲得することができた。	<課題と対応> 第5期中期計画期間においても、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に助成活動成果を積極的に発信するとともに、寄付方法の新規開拓に取り組み、寄付の獲得に努める。			

				一般寄付では、東日本大震災以降、企業の社会貢献に対する考え方が、企業自らが社会貢献活動を行う考え方に変化した時代背景も影響し、寄付額が減少傾向であったが、家庭で不要となった書籍やCDを業者が買い取り、その金額を寄附してもらう「本 de 寄付」の仕組みを導入し、本やCDのリサイクルで環境保全に貢献する親しみやすさや寄付のしやすさといったことから高齢者の寄付件数を増加させることができた。また、近年の電子マネーの普及を踏まえて、主に若者を対象に、電子マネーを利用した寄付の受付を始めるとともに、J-Coin Pay やメルカリペイを利用して、スマートフォンで少額から寄付が行えるものでスマートフォンにアプリが入っていれば、誰でもいつでも環境保全活動への支援ができるよう取り組んだ。これらの結果、寄付件数は増加し、独立行政法人評価委員会において他の法人運営の参考となる取組事例として紹介された。			
	(B)安全かつ有利な資金運用 (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	(B)安全かつ有利な資金運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。			

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	
	審査基準、審査状況等の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：４回／年	４回	４回	４回	４回		決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	
	基金の管理状況の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：１回／年	１回	１回	１回	１回		経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
									経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	
									行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
									従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
	(1) 助成業務 (A)審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営		＜自己評価＞ B	評価	B	評価	－
	(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	①審査基準、審査状況等 令和元年から令和4年度までに以下のとおり、軽減事業 21,337 件、代執行支援事業 107 件の助成金を支払った。 ・ 助成状況		PCB 廃棄物の円滑な処理を促進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の制度運用の見直し等に迅速に対応するとともに、処理期限の到来に向けて助成件数が増加する中、堅実かつ円滑に制度運営を行ったことから、自己評価をBとした。	＜評定に至った理由＞ PCB 廃棄物の処理に係る助成業務を毎年度実施しており、また年度計画に基づき基金の管理状況等についてホームページで公表していることから「B」評定とする。		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	
				（単位:千円）			＜今後の課題＞ PCB 廃棄物の処理期限の到来に向けて助成件数が増加することが考えられるため、関係者と密に連携し、着実かつ適正に実施する必要がある。			
							＜その他事項＞ 特に無し。			
	(B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理 ①基金の管理状況を毎年度1回ホームページにおいて公表した。		①助成金の審査及び支払を確実に遂行する傍ら、国の施策に応じて内部規程の整備等を関係機関と連携し迅速に対応した。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ、審査書類の電子化 ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更	①PCB廃棄物の処理期限（高濃度 PCB 廃棄物：令和7年度）を見据えつつ、基金を適正に管理した。 ③基金の管理状況を年1回、実施状況を毎年四半期ごとに、ホームページにおいて公表した。			
	(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和9年3月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	PCB 廃棄物処理の一層の促進を図るための国の新たな施策への対応をつと速やかに行った。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更 ・新型コロナウイルス感染症対応 感染症拡大期においても遅滞なく助成対象案件の審査ができるよう、審査書類の電子化を令和2年度より JESCO と準備を進め令和3年度に実現した。 令和2年度限りの制度として、新型コロナウイルス感染症の影響で経営不振に陥った保管事業者への助成率を引き上げ、その結果、軽減事業の助成額が増加した。（令和3年度） ・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。		＜課題と対応＞ 高濃度 PCB 処理期限の到来を前に、処理が進み、引き続き国の施策に迅速に対応できるよう、関係者と密に連携する。				

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4．廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5．廃棄物の不法投棄の防止等

2． 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞													
	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	一	第３期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回		予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	
									決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	
	維持管理積立金の管理状況の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回	1 回	1 回		経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	
									経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	
									行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	
									従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 管理業務 (A)積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性の確保	<自己評価> B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、手続きの効率化等を図りながら着実かつ適正に行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大への対応も行うなど円滑に制度を運用したことから自己評定を B とした。	評定	B	評定	－
	(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	①積立て・取戻し額等の情報提供 i) 積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。		<評定に至った理由> 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に 行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、新型コロナウイルス感染症拡大への対応策を検討しながら埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価する。	<評定に至った理由> －		
	(B)維持管理積立金の適正な管理	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。	維持管理積立金の適正な管理			<今後の課題> 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。	<その他事項> －		
	(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	①維持管理積立金の管理状況の公表 ホームページに各年度 1 回、令和 4 年度までに計 4 回行った。					
			<その他の指標> －	<その他> 当中期計画期間で新型コロナウイルス感染症拡大という困難もあったが、は関係者とのコミュニケーションを図ることや業務負荷の軽減を目的として以下の取組を行った。					
			<評価の視点> －	令和元年度より運用利息通知の送付方法を封入から圧着はがきに変更した。作業の効率化と誤送付防止が図られただけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大の折も例年どおり発送できた。					
				今まで設置者は積立金に付与される利息の請求を毎年度行う必要があったが、平成 31 年度に規程改正を行い、一度請求を行えば、次年度以降の手続きを不要とする、事務手続きの軽減を図った。					
				許可権者への通知の電子化・公印省略を遂行し、新					

				型コロナ感染症拡大による配達員不足の影響なく通知できた。			
--	--	--	--	------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－１	認定・支給に係る業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び第79条の2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）附則第3条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞ 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞													
	療養中の方及び 未申請死亡者の 遺族からの認定 申請・請求から 認定等決定まで の処理日数	第３期期目標期 間実績（平均 122日）を維持	第３期中期目標期 間実績（平均 122 日）	95 日	212 日	181 日	168 日		予算額（千円）	5, 664, 044	5, 652, 232	5, 716, 647	5, 711, 997	
	＜関連した指標＞													
	労災保険制度の 対象となり得る 申請についての 厚生労働省への 情報提供回数	－	第３期中期目標期 間実績：平均 12 回 /年	12 回	12 回	12 回	12 回		決算額（千円）	4, 796, 871	4, 263, 182	5, 608, 447	5, 467, 533	
療養中の被認定 者に支給する療 養手当（初回） の速やかな支給 （特殊案件を除 く。）	－	第３期中期目標期 間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日		経常費用（千円）	4, 839, 795	4, 245, 612	5, 640, 945	5, 461, 123		
</														

	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	43	43	43	43	
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%								
	窓口相談、無料電話相談件数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件								
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22 回	23 回	1,667 回	662 回								
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回								
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第 3 期中期目標期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回								
	救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院								
	医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回								
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%								

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	＜主な定量的指標＞ 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	＜主要な業務実績＞ (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 申請・請求について、令和4年度までの4年間で、延べ5,501件（第3期中期目標期間の平成29年度までの4年間の実績4,236件）を受け付け、認定等処理については、延べ5,087件（第3期中期目標期間の平成29年度までの4年間の実績4,198件）を行った。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和2年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により212日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和4年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168日まで短縮することができた。 なお、第4期中期目標期間において発生した、新型コロナウイルス感染症の	＜自己評価＞ 評定：A 評定理由： 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理は1,271件／年（第3期実績比114%）を行うことができた。 また、窓口相談・無料電話相談は6,537件／年（第3期実績比114%）に対応し、申請・請求は1,375件／年（第3期実績比124%）を受け付けることができた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、令和4年度において、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日を44日短縮し168日とすることができた。また、療養中の方の認定件数が増加する中、認定から支給までの事務処理日数も短縮できている（基準値17日→16日）。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を30件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、令和3年度以降俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM、新聞広告、街頭ビジョン放送等、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。 さらに、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新ICTシステムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価をAとした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。	評定	A	評定	－
						＜評定に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和3年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標実績：平均5,688件／年を上回る6,537件／年（第3期実績比114%）の無料電話相談等があり、第3期中期目標実績：平均1,108件／年を大幅に上回る1,375件／年（第3期実績比124%）の申請等を受け付けた。 また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均1,111件／年を上回る1,271件／年（第3期実績比114%）を行うことができた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和2年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により212日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和4年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168日まで短縮することができた。 認定件数については、第3期中期目標期間実績：平均904件／年を上回る1,004件／年（第3期実績比111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第3期中期目標期間実績：平均755件／年を上回る822件／年（第3期実績比108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和4年度において、基準値の17日から16日に短縮できている。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のため		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

				影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 ・令和２年度において、感染拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的判定の滞留案件が発生した。 ・滞留案件は、その後減少を続け、令和４年度当初には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 ・令和４年度において、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少した。その結果、令和４年度において初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 ・この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、令和４年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、引き続きこれらの解消に向けて取り組む必要がある。 当機構としては、全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集するなどの取組を継続しており、今後も引き続き目標処理期間の短縮を目指していく。	○ 全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会で必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る1,271 件／年（第３期実績比 114%）行うことができた。 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第３期実績比 114%）に対応し、申請・請求については、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第３期実績比 124%）を受け付けることができた。 以上の状況に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度における認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 212 日について、令和４年度においては 44 日短縮し 168 日とすることができた。	の取組として、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新 ICT システムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上により、新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中であっても、重要度や難易度の高い業務において、中期目標の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、Ａ評価とするもの。	
	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労省への情報提供回数	② 保健所窓口担当者への制度周知等 i) 保健所説明会等 救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会について、令和２年度において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催を一旦中止とした。令和２年度及び３年度は、説明会の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。令和４年度において、保健所説明会をオンラインで再開した。 また、制度周知のため、ポスター・チラシについては、継続して保健所等に掲示等を依頼している。 ii) 地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を延べ８回開催した。	○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第３期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第３期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和４年度において基準値の 17 日から 16 日に短縮できた。	＜今後の課題＞ ・医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。	＜その他事項＞ 特になし。
（a1）労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保			③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高	○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度以降における審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り		

	省への情報提供回数 （前中期目標期間実績：平均12回/年） (B)救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 (b1)療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日） (b2)請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） (b3)認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%） (C)石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	陰窓口）との定期的な情報共有を行う。 (B)救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。 ② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。 ③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。 (C)石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マ	（前中期目標期間実績：平均12回/年） 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日） 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%） 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	い案件について、厚生労働省に毎年度12回の情報提供を行った。 (B)救済給付の支給、認定更新申請の支援 ① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し、令和5年3月末までの4年間に、174億8,487万円（第3期中期目標期間の平成29年度までの4年間の実績132億2,827万円）の支給を行った。 認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理について、令和4年度は平均16日で行った（基準値：平均処理日数17日）。 また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 ② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の6か月前、3か月前、1か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を漏れなく実施した（100%）。 ③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の7か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を漏れなく実施した（100%）。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。 (C)石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、令和3年度から認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用したTVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インター	添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を30件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和3年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○ 中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限の周知及び令和4年6月17日に10年延長されたことを受けての延長の周知について、救済制度の周知と併せて、周知・広報を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成28年12月に中央環境審議会環境保健部会救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成29年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくならないよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。 ○ 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務が令和4年度より運用が開始されて	
--	---	--	---	--	---	--

				</	

			③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。	＜TVCM＞  ＜新聞広告＞  ④ 医療関係者等への救済制度の周知 i) 医療関係団体等との連携による制度周知 令和元年度においては、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会及び日本医療社会福祉協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫、福岡）において、救済制度のパンフレットを配布した。 令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度の周知を行うため、医療関係団体等４団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、バナー広告の掲載等を行っている。 ii) 「石綿による肺がん」の周知 学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した。 iii) 医療専門誌による制度周知 令和５年３月までの４年間に、医療専門誌延べ１２誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 令和元年度より、機構ホームページにおいて、中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報について提供を行った。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和４年１月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による新制度の業務について、環境省・厚生労働省	の推進委員等の協力を得て、２年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約１０年ぶりとなる改訂第３版を発行した。 ○ 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和４年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。 ○ 令和４年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、環境省に各種資料を提供した。 ＜課題と対応＞ ○ 令和２年度において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響により、初回の医学的判定を経て医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、これらの解消に向けて取り組んでいく。 平均処理日数は、令和３年度以降短縮し続けているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、平時を想定して定められた目標に対し１６８日となっていることから、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面	
--	--	--	--	---	---	--

				と情報共有や各種の調整を行った。新制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に令和4年度において55回の情報提供を行った。なお、新給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けている。 また、令和4年10月には、救済制度の対象者が新制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約12,200人に当該給付金制度を案内するため、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し、その後の各種問合せに丁寧に対応した。 さらに、新給付金制度への請求に当たっての参考資料として、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対しては、個人情報 の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、令和4年度において472件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、新制度に関する業務に適宜対応していく。	での現地開催も一部再開しているところであり、web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	
(D)保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表			
(d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。 ② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 （A）②参照 ② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報等を継続的にホームページ上で公表した。			
(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）		制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）	③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 毎年度、申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集			

	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	計が完了した過年度分については、毎年度、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した。 (E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 毎年度、救済制度において診断実績のあった医療機関（直近の令和 3 年度までに 2,036 病院）及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した。 ② 学会等におけるセミナーの開催 医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ学会の絞り込みを行いつつ、令和 5 年 3 月までの 4 年間に、学会セミナー等を延べ 28 回開催した。 ③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以下の事業を実施・準備し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するための各種取組を行った。 i) 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。また、医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。なお、本研修会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度から令和 3 年度まで中止していたが、令和 4 年度より再開している。 ii) 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第 2 版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。今般、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなどして、令和 4 年度に、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した。 iii) 救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対して石綿による肺がんの認定基準に係る画像の情報提供を目的として、令和 5 年度より、「石綿健			
--	---	---	---	---	--	--	--

			康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知・運用等に係る業務」を新たに実施していくため、環境省及び国立がん研究センター等との各種調整を行った。 <これまでの環境省受託事業> <table><tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr><tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td><td>平成 22 ～ 24 年度</td></tr><tr><td>2</td><td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td><td>平成 22 年度 ～ 【継続】</td></tr><tr><td>3</td><td>中皮腫登録業務</td><td>平成 25 年度 ～ 【継続】</td></tr><tr><td>4</td><td>肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>5</td><td>石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>6</td><td>「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>7</td><td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務</td><td>令和 5 年度 ～ 【新規】</td></tr></table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度 ～ 【新規】		
	受託業務名	開始時期																											
1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度																											
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】																											
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】																											
4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																											
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																											
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																											
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度 ～ 【新規】																											
(F)個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報管理等の対策																										
(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i）情報セキュリティ及び個人情報の保護 令和元年度において、過去のヒヤリハット事例等を収集して、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、対策事例集を作成した。令和2年度以降においては、毎年、ヒヤリハット事例等の収集を継続して対策事例集を更新し、自己点検を実施するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（参加率 100%）。職員が新たに着任する都度においても、個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。																										
		<その他の指標> —	② 情報通信技術の利活用 i）情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii）令和4年度において、申請者等へ																										

				のサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した。 iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv) 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務が令和 4 年度より運用が開始されている。 新 ICT システムの運用が円滑に進められるよう、環境省との連携の下、構築時にはセキュリティの確保やインフラの整備を行った。運用開始に当たっては、機構が行う医学的判定申出業務を新 ICT システムに適合させるための事務手続の見直しを確実に行った。		
		② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。		③ 業務効率化を図るための検討 令和元年度において、救済業務のより一層の事務処理の効率化を図るため業務効率化チームを立ち上げ、効率化の対象となる業務の洗い出しを行った上で、以下の取組を行った。 i) 医療関係者への効率的な周知を行うため、令和元年度において、全国の薬局（56,446 箇所）へ制度周知ポスターを配布した。 ii) 令和 2 年度以降、新規着任者等を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修や電話応対研修を行い、人材育成を図りつつ、研修内容を生かして、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した。 iii) 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化を図った。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実にを行い、環境省に各種資料を提供した。 また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、当該小委員会に連名で		

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		提出した。今後も引き続き、環境省と一体となって当該小委員会に係る対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに、毎年度、基金の状況をホームページにおいて公表した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞														
	納付義務者からの徴収率	100%	第３期中期目標期間実績：平均 100%	100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
										決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
										経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
										経常利益（千円）	－	－	－	－	
										行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
										従事人員数	43	43	43	43	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。	＜主要な業務実績＞ 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を確実に徴収した。	＜自己評価＞ 評定：B 評定理由：特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収したため、自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ 特別拠出金は、今後とも確実に徴収を行うこととする。	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（前納分及び延納金）を毎年度、計画に基づき適切かつ確実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込まれることから、B 評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適切かつ確実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9．環境政策の基盤整備 9－3．環境問題に関する調査・研究・技術開発

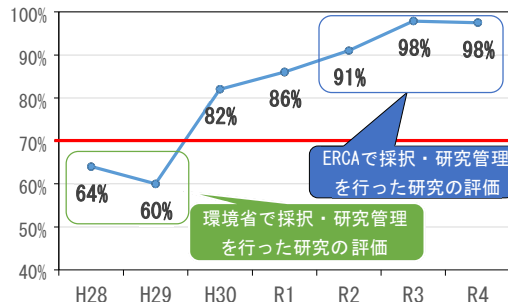
2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5, 687, 259	5, 606, 615	5, 364, 933	5, 434, 579	
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62％	86％	91％	98％	98％		決算額（千円）	5, 448, 554	5, 406, 445	5, 285, 217	5, 349, 862	
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5, 409, 649	5, 300, 001	5, 321, 520	5, 254, 630	
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	—	平成 29 年度実績：18 件	調査対象（※1） 53 件中 38 件	調査対象（※1） 42 件中 23 件	調査対象（※1） 40 件中 27 件	調査対象（※1） 42 件中 31 件		経常利益（千円）	21, 185	53, 545	139, 049	239, 459	
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件	—	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件		行政コスト（千円）	5, 435, 559	5, 300, 001	5, 331, 988	5, 254, 630	

	数														
	他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回			従事人員数	10	10	10	23	
	プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加								
	研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	—	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回								
	一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数	—	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回								
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回								
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 代替措置とした 書面検査は 5 課題	47 課題 代替措置とした 書面検査は 19 課題	66 課題								

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

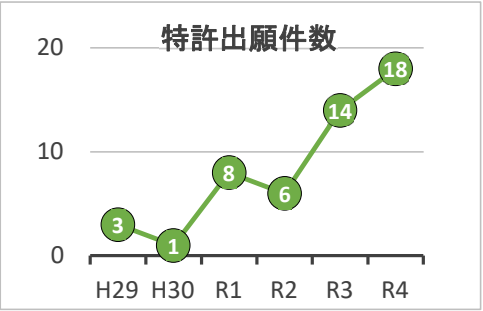
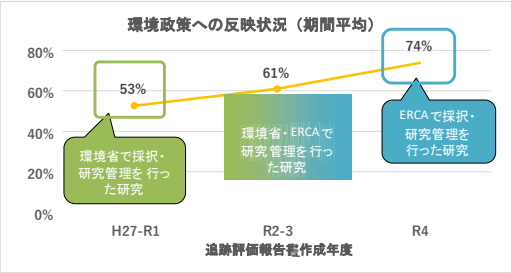
※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																													
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																							
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）																																					
	（１）研究管理 （Ａ） 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を７０％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：６２％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a） 第４期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	（１）研究管理 （Ａ） 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度７０％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザーボード（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げる	＜主な定量的指標＞ 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を ７０％以上（前中期目標期間中５年間の 実 績 平 均 値：６２％）	＜主要な業務実績＞ （Ａ） 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70％以上を確保 新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、当初想定した研究成果を研究期間内で得られるよう、web会議システムを積極的に活用し、プログラムオフィサー等による研究者支援を継続して実施した結果、事後評価において上位２段階の評価を獲得した課題数の割合は94％（令和元年度～令和4年度の全評価課題）となり、第４期中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第４期中期計画目標値134％）  ① 客観性・定量性を高めた新評価方法の導入 令和２年度の中間評価から客観性・定量性を高めた新評価方法を試行した。試行結果を検証し、評価基準の明確化、適切な統計的处理方法の採用など、評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行い、令和３年度の中間・事後評価から新評価方法を本格導入した。 また、令和５年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web 会議システムを活用してキックオフ（ＫＯ）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「ＰＯ」という。）は７月までに開催された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しな	＜自己評価＞ 評定： S 平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管された後、研究費の新たなルールを導入し、研究費の利便性の向上を図るとともに、プログラムオフィサーによる専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果を得た。 また、推進費の実績が評価され、ERCA は、次期（第 3 期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の FS の実施にあたり、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として、初めてこれに取り組み、取りまとめた戦略及び研究開発計画案が、ガバニングボード（内閣府）より高い評価を獲得し、令和 5 年度から始まる第 3 期 SIP における研究推進法人として指定されるという、質的に顕著な成果を得た。 以上のことから、自己評価を S とした。 具体的には次のとおり。 （１）研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症の拡大する中であっても、研究期間内に当初に設定した研究成果が得られるよう、オンラインにより、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援を継続して実施した結果、事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合（平均値）は 94％となり、中期計画に掲げる目標値 70％（前期中期目標期間の平均値 62％）を大きく上回ることができた。 研究者への支援では、当該中期目標期間に終了した課題のうち、研究期間 3 年間の 2 年目の中間評価において、下位の評価（B 評価以下）を受けた研究課題 12 課題について、ＰＯによる指導・助言の下、中間評価における意見等を研究内容に反映し	<table><tr><th>評定</th><th>S</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。</td></tr><tr><td colspan="2">さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題＞</td></tr><tr><td colspan="2">今期の目標値である「５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である</td></tr></table>	評定	S	＜評定に至った理由＞		平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。		業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。		研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。		研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。		これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。		また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。		加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。		以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。		さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。		当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。		＜今後の課題＞		今期の目標値である「５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である		<table><tr><th>評定</th><th>－</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr><tr><td colspan="2">＜その他事項＞</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	＜評定に至った理由＞		－		＜その他事項＞		－	
評定	S																																												
＜評定に至った理由＞																																													
平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第 4 期中期目標期間（R 1 ～R 5 ）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。																																													
業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。																																													
研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94％で、中期計画に掲げる目標値 70％を大きく上回った。																																													
研究成果の環境政策への反映の点では、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 74％となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53％）と比べて、大幅に向上した。																																													
これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（ＰＯ）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。																																													
また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web 会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。																																													
加えて、当初目標にはなかった SIP 業務について、令和 4 年度実施の FS においてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第 3 期 SIP の課題として成立するとの評価を得て、令和 5 年度からは本格的に実施している。																																													
以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。																																													
さらに、当初目標には無かった SIP 業務について追加的に実施した。																																													
当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和 5 年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。																																													
＜今後の課題＞																																													
今期の目標値である「５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合 70％以上」については、令和 4 年度実績は 98％であり、上限である																																													
評定	－																																												
＜評定に至った理由＞																																													
－																																													
＜その他事項＞																																													
－																																													

	ための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。		どのフォローアップの実施 中間評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は97%（令和元年度～令和4年度の全評価課題）となった。 第4期中期計画期間中に終了した課題のうち、中間評価で指導対象の下位3番目以下（B以下）の評価を受けた課題は12課題あったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、POの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させた結果、うち8課題が事後評価でA評価となった。	た結果、8課題が事後評価においてA評価につながった。 （2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は74%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度から他の研究開発法人との共催により、企業を対象にした説明会（新技術説明会）を定期的に開催し、研究者と企業とのマッチングを行なった結果、これまでに2課題について共同研究開発に進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、国際シンポジウム（ISAP2021/2022）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めた。 （3）次期SIPのFSの実施 これまでSIPの研究推進法人は独立行政法人（研究開発法人）が担ってきたが、次期SIPのFSの実施にあたり、独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて、ERCAが指定を受け、SIPに取り組んだ。 令和4年度のFSでは、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に係る戦略及び研究開発計画案を取りまとめ、ガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15課題の戦略及び計画案の総合評価では、A評価8課題、B評価7課題のうち、他の法人が5～10年にわたりに継続してSIPに参画する中で、ERCAは初めてSIPに参画する研究推進法人として「A」評価を獲得し、	100%に近い値となっている。 今後は、より具体的な社会実装の更なる取組を推進することを期待する。 ＜その他事項＞ なし。
(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施		
(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）	①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってプログラムディレクター（PD）の方針に従い、研究開発を推進する。	(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った SIPは、科学技術イノベーション実現のために平成26年度に創設した国家プロジェクトであり、総合科学技術・イノベーション会議（議長内閣総理大臣）が令和5年度から開始予定の次期（第3期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、令和4年度は、そのフィージビリティスタディ（以下「FS」という。）が実施された。これまでSIPの研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、FSの実施にあたり、環境再生保全機構は、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めてSIPの研究管理に取り組むこととなった。 FSでは、PD候補の下、企業等から提出されたRFI（Request For Information）77提案の評価・分析を行い、RFI提出企業等29社に対しヒアリングを実施、FS実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。 ●基礎調査と個別テーマ調査 基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。		
(SIPに係る指標) (b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数					

			●コアメンバー会議の開催 PD 候補、サブ PD 候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、FS 実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FS の進捗を管理する会議体で、毎週一回開催し FS 実施期間中に 23 回開催した（FS 参加企業も含めた全体会議は毎月 1 回開催）。 ●ワークショップの開催 FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第 1 回（9/22） ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション 第 2 回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和 4 年 10 月 9 日（日） 東京ドームシティ ラクーア ガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（8 カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、初めて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。 また、評価コメントでは、当該課題候補は課題として成立すると評され、次期（第 3 期）SIP の研究推進法人として、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官から、令和 5 年 1 月 27 日に正式決定された。	次期 SIP の課題として成立するとの評価を得ることができた。 また、令和 5 年度以降の研究開発を円滑に進めるため、公募、契約、評価、研究進捗管理等を行うための研究支援体制を整備した。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○PO の支援については、オンラインによるアドバイザリーボード（AD）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合は 94%（R1～R4 年度の全評価課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第 4 期中期計画目標値 134%） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、PO は全てのキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 （２）研究成果の環境政策への反映・社会実装 ○環境政策への反映の一例として、令和 4 年度では、統合領域での研究では、日本固有の事情に即した SDGs ローカル指標及び自治体における SDGs 達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカル SDGs プラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成 SDGs ローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府の SDGs ビジョンや沖縄県の SDGs アクションプランの策定に活用された。 （３）次期 SIP の FS の実施 ○SIP では、企業から提出された RFI 77 提案の分析・評価を行い、FS 実施方針（内閣府 検討 TF 決定）に基づき FS を実施し、戦略及び研究開発計画案を作成し内閣府に提出した。（コアメンバー開催回数 23 回、ワークシヨ	
（推進費に係る指標） （b2）研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	（推進費に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） （SIP に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成 29 年度以降に実施された研究課題について、令和 4 年度末までに研究機関から出願された知的財産出願件数は 50 件であった。 把握した技術開発成果（知財）は、新技術説明会で紹介するなどし、研究者と企業とのマッチングを行った。その結果、令和 3 年度の新技術説明会で発表した 5 課題のうち 2 課題について共同研究開発等の進展が見られた。		

	(SIP に係る指標) (b2) コアメンバー会議の開催回数 (推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。 ④ 推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO 体制の強化、役割の見直し等により、PO による研究支援を強化、充実する。 ⑤ SIP については、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。	(SIP に係る指標) コアメンバー会議の開催回数 (推進費に係る指標) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し） (推進費に係る指標) プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	 ③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、第 4 期中期計画期間中の追跡評価の調査対象 177 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）。）は 119 件であった。 環境政策への反映の一例として、令和 4 年度では、統合領域での研究では、日本固有の事情に即した SDGs ローカル指標及び自治体における SDGs 達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカル SDGs プラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成 SDGs ローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府の SDGs ビジョンや沖縄県の SDGs アクションプランの策定に活用された  ④ PO の KO 会合・AD 会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催する KO 会合、AD 会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、PO は全ての KO 会合、AD 会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても PO から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。	ップ 2 回、タウンミーティング 1 回、サイトビジット 8 か所) < 課題と対応 > ○ 研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介していくほか、令和 4 年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当の専任のコーディネーターにより、研究者への支援を強化していく。 ○ 令和 5 年度から開始される次期 SIP について、研究開発計画に基づき公募を行うとともに、プログラムディレクターの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビューなどガバナリングボードによる評価に必要な自己評価（ピアレビュー）など、研究管理を進めていく。		
--	--	---	---	--	--	--	--

	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 (推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回） (SIP に係る指標) (c1)SIP に関する情報発信回数	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 (推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回） (SIP に係る指標) SIP に関する情報発信回数	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ①研究成果の普及 終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書等を機構のホームページで公表した。また、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動としては、実施中の研究課題と関連性の高い学会と連携の上、シンポジウム等を合同で開催した（R1・R2：環境科学会年会、R3：日本衛生学会、R4：日本環境共生学会） 令和 3 年度より、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約 200 の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。 ② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（110件）。 また、令和 3 年度より、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（IGES主催）のテーマセッションを開催した。 ③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 毎年、環境イベント「エコプロ」を地球環境基金等と合同開催し、自治体や企業を含む一般の国民に広く情報発信した。また、令和元年度には、放送大学と共同で研究成果の番組コンテンツ「SDGsの地域実装に関する研究」を作成し、情報発信した（放送大学BSチャンネルで10回放送）。令和 3 年度より、研究成果の社会実装を目指して「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会」（JST共催）に新たに出展し、研究者と企業とのマッチングの機会を提供した（5 課題中 2 課題において共同研究開発等の進展有り）。 令和 4 年度には、推進費ホームページをリニューアルし、業務移管後の全ての研究課題の報告書、発表スライド等について、データベース化を図り、研究者や研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築し、ホームページに公開した。また、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。研究成果等の情報発信強化のため、SNS（Twitter）の運用を開始した。 毎年、推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「推進費パンフレッ			
	(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。 ③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）				

	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） (SIP に係る指標) (d2) 実地検査を実施した研究課題数	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	研究費の適正執行及び研究不正の防止 （推進費に係る指標） 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） （SIP に係る指標） 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 （推進費に係る指標） 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 <その他の指標> — <評価の視点> —	ト」を制作し、各研究機関、大学等に配布した。 （D） 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ①使用ルールの周知徹底 研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者向けの事務処理説明会を開催した。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、会計ルールの主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページでの周知や、オンラインで開催するなどし、工夫を行いつつ実施した。 ②実地検査の実施 研究機関における適正な研究費の執行の確認及び指導のための実地検査を、毎年度策定する実地検査計画に基づき、実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられ、実地による検査ができない場合においては、代替措置として書面を取り寄せた書面検査を実施し、これらにより実地検査計画に基づいた検査を滞りなく完了した。なお、環境省から機構への業務移管後初めてとなる研究費の不正使用事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限）を行うとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。			
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

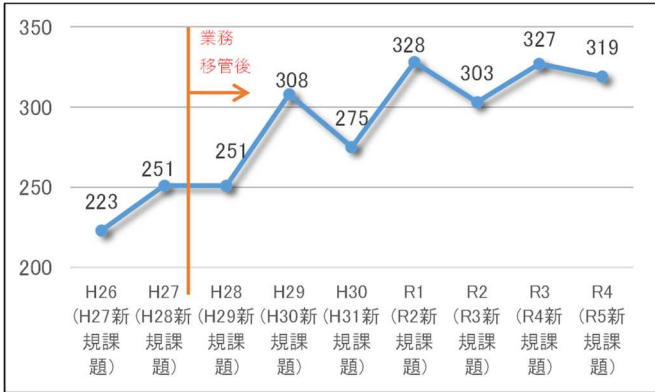
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	推進費の公募、審査・評価及び配分事務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<評価指標>													
	高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保	—	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：261件／年	328	303	327	319							
	革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32件以上／年	業務移管前２年間の実績平均値：27件／年	53	54	51	60							
	<関連した指標>													
	外部有識者委員会の開催回数	—	平成29年度実績：３回／年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各２回／年	委員会３回／研究部会１１回（領域毎の研究部会各２回／年）※	委員会３回／研究部会１３回（領域毎の研究部会各２回／年）※	委員会４回／研究部会１９回	委員会３回／研究部会１７回							
	新規課題説明会の開催回数	—	平成30年度採択案件に係る実績：１回／年	１回	０回 資料のHP掲載により周知	１回	１回							
	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等	—	平成30年度実績：平成30年５月31日	5/31	6/11	6/14	6/14							

	手続の完了日													
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注２）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各３回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各２回/年となったもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)							
	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。 ② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年） 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数（実績平均値：261件以上）の水準以上を確保 環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、毎年、政策ニーズに対応した公募区分の見直し（カーボンニュートラル課題、ミディアムファンディング枠、若手枠300万枠の新設）を行い、新規課題を公募した結果、毎年300件件（戦略研究プロジェクトを除く）を超える申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値（261件）を上回った。 	＜自己評価＞ 評価： A 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管さて以降、研究内容の「質」を確保するため、採択課題の裾野となる公募の応募件数の拡大や、若手研究者の応募件数の拡大といった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたことから、自己評価をAとした。 具体的には、次のとおり。 (1) 公募の応募件数 「質」の高い研究を確保するため、推進費の応募件数の増加につながる取組として、公募説明会を各地で開催するとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかであっても、オンラインによる説明会を開催した。 また、応募を検討している研究者を対象に、プログラムオフィサー（PO）による個別相談会を開催するなどきめ細やかな支援を継続して行った。 さらに技術開発分野だけではなく、人文・社会科学分野など多様な研究を採択できる仕組みづくりとして、公募区分の新設を行うなどの取組を積極的に行った結果、前中期目標期間の実績（平均値261件）を上回る応募件数319件；22％増）を確保することができた（令和4年度実績）。 (2) 若手研究者の応募件数・育成 若手研究者からの応募について、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）に新たに300万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る60件（中期計画目標値32件以上／年に対し88％増）の応募を獲得することが	<table><tr><td>評価</td><td>A</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。 高い研究レベルを確保するため目標としていた応募件数については、移管前に比べて増加傾向であり、令和4年度実績では、前中期目標期間の実績（平均値261件）を上回る応募件数319件；22％増）を達成した。 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を見ると、目標を大きく上回る60件（目標値32件以上に対し88％増）を達成した。 これらの実績は、ミディアムファンディング枠、若手枠（300万枠）の新設等の公募区分の見直し、オンライン導入等による広範かつ効果的な広報の実施等の取組の結果として得られたもので、高く評価できる。 また、予算の弾力的な執行による利便性の向上について、環境省で実施する追跡調査等において、使い勝手が良くなった等の意見が見られ、ERCA 移管による改善効果が示されている。 新型コロナウイルス感染症の流行する中にも関わらず、移管前に比して業務が改善され、当初目標を上回る成果を上げており、令和5年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「A」とする。 ＜今後の課題＞ 環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。 ＜その他事項＞ なし。	評価	A	<table><tr><td>評価</td><td>－</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	評価	－				
				評価	A										
評価	－														
	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。	革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年確保 革新型研究開発（若手枠）は毎年50件を超える申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を大きく上回った。 <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>53件</td><td>54件</td><td>51件</td><td>60件</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	53件	54件	51件	60件				
R1	R2	R3	R4												
53件	54件	51件	60件												

	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおりの高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。 (c)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。 ② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。 (c) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施 外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）	① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については毎年、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し、公募を行った。また、令和3年度より、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに応えるため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士課程取得後の年数やライフイベント（出産・育児等）を考慮した要件を加え、より応募しやすい環境を整備した。また、令和4年度からは新たに300万円/年の申請枠を設定し、多用な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 ② 若手研究者の育成支援 若手枠の300万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を導入し、公募説明会等で積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート（半期報）で報告された研究実施上の課題や問題点などについてPOが指導・支援し、必要に応じてサイトビジットを行った。 (c) 透明で公正な審査・評価の実施	できた。（令和4年度実績） また、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や出産や育児などのライフイベントを考慮した要件を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備した。 若手研究者に対しては、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（16課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。（令和4年度実績） （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （1）公募の応募件数 ○ 公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあってもオンラインで開催するとともに、説明会に参加できない方には動画を公開することで、従前の対面での説明会と比べ、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加を得ることができた。（H30：公募説明会205名 ⇒ R4：公募説明会623名、動画再生回数466回） ○ 研究者が申請に十分な準備期間を確保することができるよう、公募開始の2カ月前から、公募の概要を周知し、さらに、応募を検討している研究者を対象に、POによる個別相談会をオンラインで実施した。相談があった53件のうち、38件の応募があった。 （2）若手研究者の応募件数・育成 ○ 若手枠について、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や、出産や育児などのライフイベントを考慮した内容を新	
--	--	---	--	--	---	--

	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。 ① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。 ② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	予算の弾力的な執行による利便性の向上 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	エ．採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ①予算の弾力的執行と利便性の向上 研究をより効果的・効率的に推進できるよう、同一のサブテーマにおいて研究分担者が複数の研究機関から参画できるよう研究実施体制の見直しや、研究代表者が産休・育休などのライフイベントで一時的に研究を停止せざるを得ない場合に、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、PI 人件費制度、パイアウト制度を新たに導入するなど、競争的研究費の共通使用ルールに対し迅速に対応した。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき研究機関等から提出される会計実績報告書の期限延長や、研究計画の一部が実施できず、想定した研究成果を上げることが困難な場合においては、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。 新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究公正も含めた研究費使用ルールの周知徹底を図った。 ②契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中においても、極端に遅れることなく契約書等を発送した。また、研究費についても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き、期日どおりに支払いを完了した。	たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備するとともに、令和 4 年度からは、それまでの 600 万円／年の申請枠の他、300 万円／年の申請枠を新設し、人文・社会科学分野を含む多様な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 その結果、若手枠への申請件数は前期中期目標期間の実績（平均値 32 件）を上回る実績（中期目標期間における平均値 55 件）を確保することができた。 ○ ミディアムファンディング枠、若手枠など申請枠の増設に対応するため、事前・中間・事後評価に係る評価委員の増員や、専門部会を新たに設置するなど体制の強化を図るとともに、採点方法について、それまでの統計処理における偏りを改善するため、統計処理の専門家を交えてシミュレーションを行い、新たな統計処理方法（偏差平均法）を導入することで、公正・公平な採択の確保に努めた。 ＜課題と対応＞ ○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めている。 ○ また、革新型研究開発（若手枠）については、制度評価フォローアップ専門部会（環境省）の提言を踏まえ、若手研究者の応募拡大に向けた検討を行う。	
--	---	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－1	経費の効率化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%		除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%		除く人件費、効率化除外経費等

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 経費の効率化	(1) 経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	B	評定	－
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。	①一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和4年度実績額（67百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲25.3％となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	<自己評価> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ○ 中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。 ○ 第4期中期計画においては、 ・ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を行うこと。 ・ 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に	<評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、中期計画の削減目標を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど取組を着実かつ適正に実施しており、中期目標に定めている削減目標の達成が見込まれる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム	② 業務経費 i）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に					

	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまで経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等）の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲５％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲18.8％（公健▲19.7％、石綿▲31.6％、研究▲24.5％、基金▲13.1％）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	く義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこととされており、削減目標の達成のため、経費の削減を図っているところである。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲25.3％となり、目標を上回る水準を達成した。令和５年度においても引き続き削減を行っていく。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。令和５年度においても引き続き実施していく。 ② 業務経費 i）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲18.8％（公健▲19.7％、石綿▲31.6％、研究▲24.5％、基金▲13.1％）となり、目標を上回る水準を達成した。令和５年度においても引き続き削減を行っていく。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。令和５年度においても引き続き実施していく。	
--	---	---	---	---	---	--

					<課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費とともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年6月末公表値：105.9	令和2年6月末公表値：105.4	令和3年6月末公表値：107.9	令和4年6月末公表値：105.9		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 ＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。	＜主要な業務実績＞ 各年度、給与水準及び検証結果等について機構ホームページ上に公表した。 各年度の主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	＜自己評価＞ 評定：B 役職員給与の在り方について厳格に検証し、主務大臣に説明を行い、「適切な水準」との評価を受けた。また、国のガイドラインに基づき公表したことから、第4期中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ＜課題と対応＞ 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が若干高いものの、大卒以上の職員や管理職が占める割合等が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考ええる。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果が B 評価であることを鑑みると、適切な水準であると考ええる。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。			

			・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－3	調達合理化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203	

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
① 調達等合理化計画の実施状況														令和元年度～令和4年度の 累計件数／金額
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465			124 件／2,644 百万円
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199			100 件／1,568 百万円
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266			24 件／1,076 百万円
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57			46 件／325 百万円
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522			170 件／2,969 百万円
②一者応札・応募の状況														
2 者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394			100 件／1,954 百万円
1 者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71			24 件／691 百万円
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465			124 件／2,644 百万円

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 各年度の上段 () 書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜関連した指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	(3) 調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	＜主な定量的指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和元年度から令和4年度までにおいて、契約件数170件、契約金額約2,969百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた46件、約325百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 (ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。(メールマガジン登録者数282者：令和5年3月末時点) iii) 入札参加機会拡大のための取組み (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 (イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情	＜自己評価＞ 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和元年度から令和4年度までに締結した契約170件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた46件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 また、競争性のない随意契約46件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 ② 調達等合理化の取組の推進 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行った。 また、令和元年度から令和4年度までに締結した契約170件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。 ＜課題と対応＞ ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 各年度に締結した契約において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められ場合を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和4年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。			

		② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保さ	報の入手経路や入札参加状況等の回答を踏まえ、入札参加機会の拡大を図った。 iv) 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 v) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における郵送による入札の拡充や入札説明書等の資料の交付をメール送信とするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。 ② 調達等合理化の取組の推進 i) 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和元年度から令和 4 年度までにおける競争性のない随意契約 46 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:46 件（全件）】 ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分	契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	
--	--	--	--	---	--

		れることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和元年度から令和4年度までに、本委員会108回、分科会56回を開催し、計197案件の審査を実施した。 また、一般競争入札（総合評価落札方式）及び企画競争の評価・採点結果に係る審議を「持回り審議」から「メール審議」に変更することで事務の効率化を図った。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経てホームページで公表した。 (イ) 契約監視委員会による審査 令和元年度から令和4年度までにおける競争性のない随意契約46件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に開催した契約監視委員会において、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を各年度に実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研		
--	--	---	--	---	--	--

				修機会を設けた。また、環境省及び公正取引委員会から講師を招き、国の会計制度・契約制度等や官製談合防止法等に関する研修を実施した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	PMOの設置及び支援実績	—	—	—	—	—	令和４年度 12 月に設置し、関連規程の整備を令和５年度３月に実施。 支援実績：計８件		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ PMOの設置及び支援実績	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 PMOの設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主な定量的指標＞ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 PMOの設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定(令和４年５月) ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認(令和４年 12 月) ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施(令和５年３月)。 ２．令和４年度は、以下の情報システムを整備、更改中であり、所管部門に加え情報システム課もプロジェクトに参画し、支援を実施している。各システムの大半は下半期に整備、更改が完了予定となっている。 【整備(新規構築)案件】 ・文書管理システム(総務部)※令	＜自己評価＞ 評価：A デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の精神を取り込み、規程等改正前から組織内のシステム整備案件、更改案件に対応した。これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来たことから、自己評価を A とした。 ○令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月にPMO設置等の体制整備の根拠となる規程等の新規策定及び改正を実施した。 ○整備(新規構築案件)２件、更改案件 6 件について支援を実施し、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進すること	評定	B	評定	—
						＜評定に至った理由＞ 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備(新規構築)・更改案件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より 1 者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ — ＜その他事項＞ —	

				和5年1月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和4年 11月稼働開始済。 【更改案件】 ・勤怠管理システム（総務部）※令和5年7月稼働開始予定。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和4年 11月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和5年1月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和4年12月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和5年3月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和5年度上半期稼働開始予定。 3．稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守定例会への参加等、安定稼働に向けた支援も実施した。 4．令和5年度には、機構の基幹LAN システムの更改に向けた調達が控えており、プロジェクトチーム編成の上、対応予定である。	で、遅延なく・大きな課題を残すことなく完了できた。 ○従前より1者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来た。 ＜課題と対応＞ 令和5年3月時点で各部が保有する情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える情報システム課の要員が2名であるため、新規要員の採用やOJT 等を通じた要員育成によりPMO 機能の拡充を図る。	
--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ (以下、公害健康被害補償予防業務勘定は「公健勘定」、石綿健康被害救済業務勘定は「石綿勘定」、環境保全研究・技術開発勘定は「研究勘定」という。) ①適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和元～4年度計画予算と実績 令和元～4年度（予算、収支計画、資金計画）については、別表のとおり。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 令和4年度末の運営費交付金債務は 87 百万円である。各年度における主な発生要因は、公健勘定においてはシステム開発経費の繰越、研究勘定においては研究費の繰越や翌期への留保、基金勘定においては事業費の翌期への留保によるものである（翌期への留保は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ実施したもの）。 各勘定別の令和元～4年度の運営費交付金債務各期末残高は以下のとおり。 ・令和元年度末 公健勘定 34 百万円	＜自己評価＞ 評定：A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、第4期中期目標期間（4年度目まで）において合計355 億円購入し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価を A とした。 ①適切な予算、資金計画等の作成 ○ 第4期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成している。毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 ○ 第4期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年	評定	A	評定	—
						＜評定に至った理由＞ 第4期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 第4期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っている。（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和4年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増） さらに、機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを令和元年度に行い、これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加（令和4年度実績：令和元年度比 4.1 倍）させ、第4期中期目標期間（4年度目ま			

	剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。			研究勘定 230 百万円 基金勘定 ー百万円 ・令和2年度末 公健勘定 69 百万円 研究勘定 253 百万円 基金勘定 35 百万円 ・令和3年度末 公健勘定 75 百万円 研究勘定 85 百万円 基金勘定 ー百万円 ・令和4年度末 公健勘定 ー百万円 研究勘定 87 百万円 基金勘定 ー百万円 iii) 財務の状況 (ア) 総利益 令和元～4年度の総利益は4,339 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入、割賦譲渡利息収益や遅延損害金の雑益のほか、各勘定における業務の効率化による経費の縮減等によるものである。 各勘定別の総利益については、以下のとおり。 ・公健勘定 355 百万円 ・石綿勘定 ー百万円 ・研究勘定 453 百万円 ・基金勘定 598 百万円 ・承継勘定 2,932 百万円 (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 (イ) 利益剰余金 各勘定別の令和元～4年度末の各期末時点における利益剰余金は以下のとおり。 ・令和元年度末 公健勘定 512 百万円 研究勘定 58 百万円 基金勘定 100 百万円 承継勘定 9,344 百万円 ・令和2年度末 公健勘定 558 百万円 研究勘定 112 百万円 基金勘定 295 百万円 承継勘定 10,518 百万円 ・令和3年度末 公健勘定 692 百万円 研究勘定 251 百万円 基金勘定 482 百万円 承継勘定 11,428 百万円 ・令和4年度末 公健勘定 855 百万円	度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 令和5年度においても引き続き中期計画に基づき作成した予算の適切な執行管理を行う。 ②適切な資金運用 ○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、効率的な運用を図り、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により、普通預金残額を圧縮させた。(金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和4年度93.4%、平成30年度比4.4ポイント増) ○ 機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った(令和元年度)。 ○ これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加(令和4年度実績：令和元年度比4.1倍)させ、第4期中期目標期間(4年度目まで)において合計355億円購入し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 <課題と対応> ○ 第5期中期目標期間においても、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題	で)において合計355億円購入し、環境保全等に資金面から貢献した。 運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、環境保全等に資金面から貢献してきており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--	--

		② 適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。		研究勘定 490 百万円 基金勘定 598 百万円 承継勘定 11,957 百万円 ②適切な資金運用 i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ii) 平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア．預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ．市中金利の上昇が見込めない状況が続くなか、短期の預託金等の再運用が困難な状況を考慮し、中・長期の債券の取得による再運用や短期の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。 ウ．無担保社債の保有上限を各資金の 3 割から 5 割に拡大した（令和 2 年度 公害健康被害予防基金及び地球環境基金）。 更に、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した（令和 2 年度 石綿健康被害救済基金）。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図る（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和 4 年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増）とともに、中・長期の債券取得により、償還時期の平準化を図った。 iii) 機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、又は環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 安全性を確保しつつ、より購入し易くするため、同取得基準の購入社債の格付を緩和する改正を行	の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	
--	--	--	--	--	-------------------------------	--

			う（令和3年度）などSDGsに関わる債券の市場が拡大し、需要も高まる中で、今後も引続き積極的に取得できるように、債券取得基準等の見直しに努めた。 第4期中期目標期間（4年度目まで）においては、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加させ、合計355億円購入した。 グリーンボンド・ ソーシャルボンド等の購入額 <table><tr><th>年度</th><th>購入額</th></tr><tr><td>元</td><td>35億円</td></tr><tr><td>2</td><td>35億円</td></tr><tr><td>3</td><td>140億円</td></tr><tr><td>4</td><td>145億円</td></tr><tr><td>計</td><td>355億円</td></tr></table>	年度	購入額	元	35億円	2	35億円	3	140億円	4	145億円	計	355億円		
年度	購入額																
元	35億円																
2	35億円																
3	140億円																
4	145億円																
計	355億円																

4. その他参考情報

別表-1

令和元年度～令和4年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	27,504	27,504	-
国庫補助金	1,079	1,001	△ 78
その他の政府交付金	45,134	45,048	△ 86
都道府県補助金	-	463	463
業務収入	120,940	124,135	3,195
受託収入	66	75	10
運用収入	3,291	3,331	41
その他収入	653	1,892	1,239
計	198,667	203,451	4,784
支出			
業務経費	222,628	199,941	△ 22,686
公害健康被害補償予防業務経費	158,143	139,975	△ 18,168
うち人件費	1,231	1,017	△ 214
石綿健康被害救済業務経費	21,974	19,397	△ 2,576
うち人件費	1,207	1,011	△ 196
環境保全研究・技術開発業務経費	21,449	21,166	△ 283
うち人件費	457	414	△ 43
基金業務経費	19,931	18,863	△ 1,068
うち人件費	555	492	△ 63
承継業務経費	1,131	540	△ 591
うち人件費	414	338	△ 76
受託経費	66	75	10
一般管理費	4,267	3,966	△ 301
うち人件費	1,946	1,776	△ 169
予備費	300	-	△ 300
計	227,261	203,983	△ 23,278

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	1,431	1,431	-	-	-	-	1,431	1,431	-
国庫補助金	164	115	△ 49	815	786	△ 29	979	901	△ 78
その他の政府交付金	28,285	28,275	△ 11	-	-	-	28,285	28,275	△ 11
業務収入	112,115	112,152	37	-	-	-	112,115	112,152	37
受託収入	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
運用収入	-	-	-	1,966	1,973	7	1,966	1,973	7
その他収入	2	16	14	-	0	0	2	17	15
計	141,997	141,989	△ 8	2,841	2,816	△ 25	144,838	144,805	△ 33
支出									
業務経費									
公害健康被害補償予防業務経費	155,329	137,785	△ 17,545	2,814	2,190	△ 624	158,143	139,975	△ 18,168
うち人件費	807	626	△ 181	424	391	△ 33	1,231	1,017	△ 214
受託経費	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
一般管理費	681	623	△ 58	459	437	△ 22	1,139	1,060	△ 80
うち人件費	315	284	△ 31	213	202	△ 11	529	486	△ 42
計	156,010	138,408	△ 17,603	3,333	2,685	△ 648	159,343	141,092	△ 18,250

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
その他の政府交付金	16,849	16,773	△ 75
業務収入	516	528	12
受託収入	5	17	12
その他収入	86	477	391
計	17,456	17,796	340
支出			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	21,974	19,397	△ 2,576
うち人件費	1,207	1,011	△ 196
受託経費	5	17	12
一般管理費	1,395	1,293	△ 102
うち人件費	629	572	△ 58
計	23,374	20,708	△ 2,667

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	22,000	22,000	-
受託収入	0	0	△ 0
その他収入	27	275	247
計	22,028	22,275	247
支出			
業務経費			
環境保全研究・技術開発業務経費	21,449	21,166	△ 283
うち人件費	457	414	△ 43
受託経費	0	0	△ 0
一般管理費	615	567	△ 48
うち人件費	271	243	△ 28
予備費	300	-	△ 300
計	22,364	21,733	△ 631

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
業務収入	8,109	11,275	3,166
その他収入	387	965	578
計	8,497	12,240	3,743
支出			
業務経費			
承継業務経費	1,131	540	△ 591
うち人件費	414	338	△ 76
一般管理費	401	376	△ 24
うち人件費	178	163	△ 14
計	1,531	916	△ 615

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-5

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	3,793	3,790	△ 3	127	127	-	153	156	3	4,073	4,073	-
国庫補助金	-	-	-	100	100	-	-	-	-	100	100	-
都道府県補助金	-	-	-	-	463	463	-	-	-	-	463	463
業務収入	-	-	-	200	181	△ 20	-	-	-	200	181	△ 20
運用収入	276	341	65	-	-	-	1,049	1,018	△ 31	1,325	1,359	34
その他収入	93	100	7	57	59	2	-	0	0	151	159	8
計	4,163	4,231	68	484	929	445	1,201	1,174	△ 28	5,849	6,335	486
支出												
業務経費												
基金業務経費	3,594	3,096	△ 498	14,597	14,645	48	1,740	1,122	△ 618	19,931	18,863	△ 1,068
うち人件費	445	396	△ 50	56	47	△ 10	53	49	△ 4	555	492	△ 63
一般管理費	577	540	△ 37	68	64	△ 5	72	67	△ 5	717	670	△ 47
うち人件費	272	251	△ 21	32	30	△ 3	34	31	△ 3	339	312	△ 27
計	4,171	3,636	△ 535	14,665	14,708	43	1,812	1,189	△ 623	20,648	19,533	△ 1,115

別表-7

令和元年度～令和4年度収支計画(総計)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	234,092	214,587	△ 19,504
経常費用	233,803	211,347	△ 22,457
公害健康被害補償予防業務経費	158,128	140,051	△ 18,078
石綿健康被害救済業務経費	22,068	19,562	△ 2,506
環境保全研究・技術開発業務経費	21,467	20,914	△ 553
基金業務経費	19,348	18,963	△ 385
承継業務経費	8,062	8,020	△ 42
受託業務費	66	71	5
一般管理費	4,086	3,042	△ 1,044
減価償却費	570	695	125
財務費用	8	9	1
雑損	-	19	19
臨時損失	288	3,240	2,952
収益の部	233,144	218,864	△ 14,280
経常収益	232,856	218,410	△ 14,447
運営費交付金収益	27,502	26,940	△ 561
国庫補助金収益	979	850	△ 129
その他の政府交付金収益	31,815	31,092	△ 724
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	19,741	17,510	△ 2,231
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	14,538	14,593	54
業務収入	133,096	119,176	△ 13,920
受託収入	66	71	5
運用収入	3,302	3,405	103
その他の収益	878	978	100
貸倒引当金戻入	-	927	927
財務収益	552	1,888	1,335
雑益	387	981	594
臨時利益	288	454	166
純利益(△純損失)	△ 947	4,277	5,224
前中期目標期間繰越積立金取崩額	974	62	△ 912
総利益(△総損失)	27	4,339	4,312

別表-8

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	156,192	141,275	△ 14,917	3,364	2,675	△ 689	159,556	143,950	△ 15,607
経常費用	156,077	138,390	△ 17,687	3,364	2,675	△ 689	159,441	141,064	△ 18,377
公害健康被害補償予防業務経費	155,300	137,794	△ 17,506	2,829	2,257	△ 572	158,128	140,051	△ 18,078
補償業務費	155,300	137,794	△ 17,506	-	-	-	155,300	137,794	△ 17,506
予防業務費	-	-	-	2,829	2,257	△ 572	2,829	2,257	△ 572
受託業務	-	-	-	60	54	△ 6	60	54	△ 6
一般管理費	645	448	△ 196	437	319	△ 117	1,081	768	△ 314
減価償却費	131	146	15	38	43	6	169	189	20
財務費用	1	1	0	1	1	0	2	2	0
臨時損失	115	2,885	2,770	-	-	-	115	2,885	2,770
収益の部	156,171	141,387	△ 14,784	2,846	2,856	11	159,017	144,243	△ 14,774
経常収益	156,056	141,287	△ 14,769	2,846	2,856	11	158,902	144,144	△ 14,758
運営費交付金収益	1,501	1,295	△ 206	-	-	-	1,501	1,295	△ 206
国庫補助金収益	164	77	△ 87	815	773	△ 42	979	850	△ 129
その他の政府交付金収益	28,285	28,252	△ 33	-	-	-	28,285	28,252	△ 33
業務収入	125,981	111,503	△ 14,478	-	-	-	125,981	111,503	△ 14,478
受託収入	-	-	-	60	54	△ 6	60	54	△ 6
資産見返負債戻入	58	67	8	2	5	4	60	72	12
賞与引当金見返に係る収益	44	34	△ 9	-	-	-	44	34	△ 9
退職給付引当金見返に係る収益	20	41	20	-	-	-	20	41	20
運用収入	-	-	-	1,969	2,024	55	1,969	2,024	55
財務収益	2	3	1	-	0	0	2	3	1
雑益	-	15	15	-	0	0	-	15	15
臨時利益	115	100	△ 16	-	-	-	115	100	△ 16
純利益(△純損失)	△ 21	112	133	△ 519	182	700	△ 540	293	833
前中期目標期間繰越積立金取崩額	27	26	△ 0	519	36	△ 483	545	62	△ 483
総利益(△総損失)	6	138	132	-	217	217	6	355	349

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	23,616	20,893	△ 2,723
経常費用	23,561	20,679	△ 2,882
石綿健康被害救済業務経費	22,068	19,562	△ 2,506
受託業務費	5	16	11
一般管理費	1,357	918	△ 439
減価償却費	128	179	51
財務費用	3	3	0
臨時損失	55	214	159
収益の部	23,616	20,893	△ 2,723
経常収益	23,561	20,679	△ 2,882
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	19,741	17,510	△ 2,231
受託収入	5	16	11
その他の政府交付金収益	3,530	2,840	△ 691
資産見返負債戻入	47	90	44
賞与引当金見返に係る収益	146	129	△ 17
退職給付引当金見返に係る収益	92	94	2
臨時利益	55	214	159
純利益(△純損失)	-	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	22,207	21,536	△ 671
経常費用	22,183	21,500	△ 684
環境保全研究・技術開発業務経費	21,467	20,914	△ 553
受託業務費	0	0	△ 0
一般管理費	588	406	△ 181
減価償却費	127	170	44
財務費用	1	1	0
雑損	-	7	7
臨時損失	24	36	13
収益の部	22,210	21,989	△ 221
経常収益	22,186	21,953	△ 233
運営費交付金収益	21,975	21,689	△ 285
受託収入	0	0	△ 0
資産見返負債戻入	123	164	41
賞与引当金見返に係る収益	58	53	△ 4
退職給付引当金見返に係る収益	30	46	16
臨時利益	24	36	13
純利益(△純損失)	3	453	450
総利益(△総損失)	3	453	450

別表-12

(承継勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	8,534	8,585	52
経常費用	8,534	8,585	52
承継業務費	8,062	8,020	△ 42
一般管理費	379	457	78
減価償却費	92	95	3
財務費用	1	1	0
雑損	-	12	12
臨時損失	-	0	0
収益の部	8,119	11,517	3,398
経常収益	8,119	11,517	3,398
事業資産譲渡高	7,114	7,673	559
貸付回収金	2	-	△ 2
資産見返負債戻入	68	68	0
貸倒引当金戻入	-	927	927
財務収益	548	1,884	1,337
雑益	387	964	578
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	△ 414	2,932	3,346
前中期目標期間繰越積立金取崩額	429	-	△ 429
総利益(△総損失)	14	2,932	2,918

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-11

(基金勘定)												
(単位:百万円)												
区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	4,278	3,729	△ 549	14,679	14,719	40	1,221	1,175	△ 46	20,179	19,623	△ 555
経常費用	4,202	3,645	△ 558	14,669	14,708	39	1,214	1,167	△ 47	20,085	19,519	△ 566
基金業務経費	3,610	3,198	△ 412	14,599	14,655	57	1,140	1,110	△ 30	19,348	18,963	△ 385
地球環境基金業務費	3,610	3,198	△ 412	-	-	-	-	-	-	3,610	3,198	△ 412
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	14,599	14,655	57	-	-	-	14,599	14,655	57
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	1,140	1,110	△ 30	1,140	1,110	△ 30
一般管理費	548	397	△ 151	65	47	△ 18	68	50	△ 19	681	494	△ 188
減価償却費	43	48	5	5	5	0	5	7	2	53	60	7
財務費用	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
臨時損失	76	85	8	10	11	1	8	8	1	94	104	10
収益の部	4,282	4,302	21	14,679	14,734	54	1,222	1,186	△ 36	20,182	20,222	39
経常収益	4,205	4,218	12	14,669	14,722	53	1,214	1,177	△ 37	20,088	20,117	29
運営費交付金収益	3,762	3,699	△ 63	118	116	△ 2	145	141	△ 4	4,026	3,956	△ 70
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	14,538	14,593	54	-	-	-	14,538	14,593	54
地球環境基金運用収益	276	358	82	-	-	-	-	-	-	276	358	82
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	1,057	1,023	△ 33	1,057	1,023	△ 33
寄附金収益	66	61	△ 5	-	2	2	-	-	-	66	63	△ 2
資産見返負債戻入	10	11	2	1	1	0	1	3	1	12	15	3
賞与引当金見返に係る収益	56	52	△ 4	7	6	△ 1	7	6	△ 0	69	65	△ 5
退職給付引当金見返に係る収益	35	35	△ 0	4	4	△ 0	4	4	△ 0	44	43	△ 1
雑益	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
臨時利益	76	85	8	10	11	1	8	8	1	94	104	10
純利益(△純損失)	3	573	570	0	15	14	0	11	11	4	598	595
総利益(△総損失)	3	573	570	0	15	14	0	11	11	4	598	595

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 89	804	893
業務活動による支出	△ 22,089	△ 21,443	646
業務活動による収入	22,000	22,247	247
運営費交付金収入	22,000	22,000	-
受託収入	0	0	△ 0
その他の収入	-	247	247
投資活動によるキャッシュ・フロー	27	△ 178	△ 205
投資活動による支出	-	△ 205	△ 205
投資活動による収入	27	27	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34	△ 37	△ 3
財務活動による支出	△ 34	△ 37	△ 3
資金増加額(△資金減少額)	△ 96	589	685
資金期首残高	724	1,257	533
資金期末残高	628	1,846	1,217

別表-18

(承継勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,432	△ 7,194	4,238
業務活動による支出	△ 19,929	△ 19,407	521
業務活動による収入	8,497	12,213	3,717
業務収入	8,003	11,318	3,315
その他の収入	494	896	402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,190	△ 10,006	△ 6,816
投資活動による支出	△ 16,190	△ 25,006	△ 8,816
投資活動による収入	13,000	15,000	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27	△ 29	△ 2
財務活動による支出	△ 27	△ 29	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 14,648	△ 17,229	△ 2,581
資金期首残高	25,139	24,586	△ 553
資金期末残高	10,491	7,357	△ 3,134

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-17

(基金勘定)												
(単位:百万円)												
区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 191	457	648	△ 14,197	△ 13,568	629	21,446	22,058	612	7,058	8,948	1,890
業務活動による支出	△ 4,312	△ 3,728	584	△ 14,681	△ 14,526	155	△ 7,669	△ 5,611	2,058	△ 26,662	△ 23,865	2,797
業務活動による収入	4,121	4,185	64	484	959	475	29,115	27,669	△ 1,446	33,720	32,813	△ 907
運営費交付金収入	3,829	3,790	△ 38	127	127	-	153	156	3	4,108	4,073	△ 35
都道府県補助金収入	-	-	-	-	463	463	-	-	-	-	463	463
運用収入	276	341	65	57	57	△ 0	1,049	1,014	△ 34	1,382	1,412	30
その他の収入	16	54	38	-	3	3	27,913	26,499	△ 1,414	27,930	26,556	△ 1,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 900	△ 162	738	19,194	9,299	△ 9,895	△ 20,900	△ 31,456	△ 10,556	△ 2,606	△ 22,319	△ 19,713
投資活動による支出	△ 16,400	△ 14,462	1,938	△ 80,106	△ 106,001	△ 25,895	△ 215,550	△ 282,606	△ 67,056	△ 312,056	△ 403,069	△ 91,013
投資活動による収入	15,500	14,300	△ 1,200	99,300	115,300	16,000	194,650	251,150	56,500	309,450	380,750	71,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	41	6	△ 35	△ 4	△ 5	△ 0	△ 4	△ 5	△ 0	32	△ 3	△ 35
財務活動による支出	△ 36	△ 40	△ 3	△ 4	△ 5	△ 0	△ 4	△ 5	△ 0	△ 45	△ 49	△ 4
財務活動による収入	77	46	△ 31	-	-	-	-	-	-	77	46	△ 31
資金増加額(△資金減少額)	△ 1,050	302	1,352	4,992	△ 4,274	△ 9,266	542	△ 9,403	△ 9,944	4,484	△ 13,375	△ 17,859
資金期首残高	6,347	3,515	△ 2,833	10,281	9,955	△ 326	32,990	15,691	△ 17,299	49,619	29,161	△ 20,457
資金期末残高	5,297	3,817	△ 1,481	15,274	5,682	△ 9,592	33,532	6,289	△ 27,243	54,103	15,787	△ 38,316

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、困難	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円		
	(うち一般債権)	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円		
	(うち一般債権以外の債権)	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 <関連した指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。 ii) 返済態勢	<主な定量的指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 <その他の指標> — <評価の視点> 債権残高の推移	<主要な業務実績> ① 適切な債権管理等 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。 ii) 返済態勢	<自己評価> S 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える4件の債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。 ○ 債権残高は、第4期期首 115 億円から 102 億円圧縮し、令和4年度末 13 億円となった。 (第4期期首比▲89%) ○ 一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 33 億円圧縮し、令和4年度末 3 億円となった。 (第4期期首比▲92%) これは、次の取り組みにより回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。	評価	S	評価	—
						<評定に至った理由> 債権残高は、第4期期首 115 億円から 102 億円圧縮し、令和4年度末 13 億円となった。(第4期期首比▲89%) 特に、一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 33 億円圧縮し、令和4年度末 3 億円となった。(第4期期首比▲92%) これは、次の取り組みにより回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 ① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒しで元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することな		<評定に至った理由> — <その他事項> —	

	準ずる債権の比率等。 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。 iii) 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。 iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。		弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者については、第三者機関（中小企業活性化協議会等）と連携し4件の事業再生計画を成立させ、これにより回収の早期化、極大化が実現できた。 iii) 法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債務者及び連帯保証人資産に対する差押、担保不動産競売及び債権者破産申立を実施したほか、債務者等に対する訴訟を提起した。また、民事執行法改正により新たに創設された制度（第三者情報取得手続き等）を活用し、債務者及び連帯保証人に関する資産調査を行い、回収につなげた。 iv) 償却処理 回収不能となった債権9億円について、迅速な償却処理を行い、債権の圧縮を図った。 ② 債権状況の明確化等 債権残高の変動状況は下表のとおりであり、第4期期首残高115億円から102億円減少し、令和4年度末で13億円となった。（第4期期首比▲89%） ・債権残高変動状況表 （単位：億円） <table><tr><th>債権区分</th><th>第4期期首残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和4年度末残高①-②-③+④-⑤</th></tr><tr><td>破産更生債権等</td><td>7</td><td>12</td><td>9</td><td>16</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>29</td><td>12</td><td>－</td><td>－</td><td>16</td><td>2</td></tr><tr><td>小計</td><td>36</td><td>24</td><td>9</td><td>16</td><td>16</td><td>3</td></tr><tr><td>一般債権</td><td>80</td><td>69</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>10</td></tr><tr><td>合計</td><td>115</td><td>93</td><td>9</td><td>16</td><td>16</td><td>13</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	債権区分	第4期期首残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和4年度末残高①-②-③+④-⑤	破産更生債権等	7	12	9	16	－	1	貸倒懸念債権	29	12	－	－	16	2	小計	36	24	9	16	16	3	一般債権	80	69	－	－	－	10	合計	115	93	9	16	16	13	① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒しで元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することなく完済につなげることができたこと。 ④ 過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会（旧中小企業再生支援協議会）と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと。 なお、一般債権以外の債権残高の圧縮率▲92%は、第3期中期計画期間での▲83%に比べ、より回収困難度が高まっている中で9ポイント上回り、過去最大の圧縮率である。 （第1期：▲54%） （第2期：▲50%） また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は23%となり、第3期中期期間最終年度の31%から8ポイント低下し、過去最小の比率である。 （第1期末：36%） （第2期末：43%） 数値的にも過去最高レベルで回収困難債権の処理が進んだ結果となった。 ○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、債務者及び連帯保証人に対する訴訟3件、担保不動産競売1件、連帯保証人の資産に対する差押2件及び債権者破産申立1件を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。 ○ 破産手続の終結等により回収不能となった債権9億円については、貸倒償却を迅速に実施した。 <課題と対応> 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳	く完済につなげることができたこと。 ④ 過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会（旧中小企業再生支援協議会）と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと。 なお、一般債権以外の債権残高の圧縮率▲92%は、第3期中期計画期間での▲83%に比べ、より回収困難度が高まっている中で9ポイント上回った。 （第1期：▲54%） （第2期：▲50%） また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は23%となり、第3期中期期間最終年度の31%から8ポイント低下した。 （第1期末：36%） （第2期末：43%） 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、債務者及び連帯保証人に対する訴訟、担保不動産競売、連帯保証人の資産に対する差押及び債権者破産申立を厳正、迅速に実施した。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握した。 以上のことから、第4期中期目標期間中において、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取組により、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える4件の債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができ、中期目標における所期の目標を量的及び質的にも上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」評価とした。 <今後の課題> 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。
債権区分	第4期期首残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和4年度末残高①-②-③+④-⑤																																									
破産更生債権等	7	12	9	16	－	1																																									
貸倒懸念債権	29	12	－	－	16	2																																									
小計	36	24	9	16	16	3																																									
一般債権	80	69	－	－	－	10																																									
合計	115	93	9	16	16	13																																									

			債権残高の推移（直近５ヶ年） （単位：億円） <table><tr><th>Year</th><th>General Debt (億円)</th><th>Suspended Debt (億円)</th><th>Bankruptcy/Reorganization Debt (億円)</th><th>Total (億円)</th></tr><tr><td>H30</td><td>80</td><td>29</td><td>7</td><td>115</td></tr><tr><td>R1</td><td>54</td><td>6</td><td>20</td><td>81</td></tr><tr><td>R2</td><td>35</td><td>4</td><td>8</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>23</td><td>3</td><td>6</td><td>32</td></tr><tr><td>R4</td><td>10</td><td>1</td><td>2</td><td>13</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	Year	General Debt (億円)	Suspended Debt (億円)	Bankruptcy/Reorganization Debt (億円)	Total (億円)	H30	80	29	7	115	R1	54	6	20	81	R2	35	4	8	47	R3	23	3	6	32	R4	10	1	2	13	格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。	<その他事項> 特になし。	
Year	General Debt (億円)	Suspended Debt (億円)	Bankruptcy/Reorganization Debt (億円)	Total (億円)																																
H30	80	29	7	115																																
R1	54	6	20	81																																
R2	35	4	8	47																																
R3	23	3	6	32																																
R4	10	1	2	13																																

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)	—	年2回	4回	2回	2回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 内部統制の強化	① 内部統制の強化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：B	評定	B	評定	－
	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	第4期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和3年度4月に、当機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、下記 i)ア 内部統制推進委員会及び ii)ア リスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降、Web 会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。主な実績は次のとおり。	第4期中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○内部統制・リスク管理委員会を毎年度半期毎に開催し、機構の内部統制推進状況確認のほか、内部統制方針の見直し、リスク管理及び情報の共有などの課題点や対応方法等を議論した。 ○毎年度内部統制担当理事による職員との面談を行い、現場での課題について意見交換をした。その結果を委員会にて共有し、各部にフィードバックすることで、課題に対する共通認識醸成を図った。 また、業務改善の優良事例等を表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図	<評定に至った理由> 第4期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和3年度4月に、機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、内部統制推進委員会及びリスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降、Web 会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。 以上のことから、「B」評価とした。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
	<関連した指標> 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識	i) 内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構とし	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識者を含む内部統制等	i) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理委員会		<今後の課題> 特になし。		<その他事項> 特になし。	

	者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	て定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	監視委員会による検証・評価等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	（旧称 内部統制推進委員会） 当機構における内部統制の推進及びリスク管理を確認するため、内部統制内部統制・リスク管理委員会（旧称：内部統制推進委員会）を毎年度２回開催した。令和元年度については、事務事故発生状況等を鑑み、臨時で委員会を２回追加開催し、内部統制の推進に努めた。 イ 内部統制担当理事による職員面談の実施 当機構における内部統制の現状と問題点・課題点を抽出するため、毎年度、内部統制担当理事と職員で面談を実施し、出された意見を取りまとめた上で委員会にて報告し、各委員（役員、部長）と共有した。 令和元年度は５～６等級の職員（４３名）を対象に第４期中期目標期間に取り組むべき事項をテーマに意見交換を実施した。令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面談を令和３年度に延期した。令和３年度は令和２年度に実施予定であった３～４等級の職員（１４名）を対象に、業務における課題について意見交換を実施した。令和４年度は、新たに課長級に昇進した職員（４名）及び令和３年度に面談を保留したものまたは過去に面談を行っていない３～４等級の職員（２２名）職員を対象に業務における課題について意見交換を行った。 ウ 内部統制研修の実施 内部統制の本質に対する理解の深化を図ることを目的として、全役職員を対象に研修を毎年度テーマを設けて実施した。研修後は理解度テストを実施し、結果を受講者にフィードバックして理解を深めてもらった。 （内部統制研修テーマ） <table><tr><td>令和元年度</td><td>「内部統制の重要性について」をテーマに実施（１１月）</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（１１～１２月）</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（１１月）。</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管</td></tr></table>	令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（１１月）	令和２年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（１１～１２月）	令和３年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（１１月）。	令和４年度	レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管	った。 ○内部統制研修では、管理職、一般職にレベル分けをしたり、事例を紹介したりと認識を深める工夫をした。 ○事務事故報告では、迅速な報告を行うよう指導しており、遅滞なく対応することができた。また、理事会、部課長会議、イントラネット等で横展開をすることにより、再発防止に努めた。 ○これらの取り組みについては毎年度、内部統制等監視委員会にて外部有識者から検証を受けているほか、監事による監査にて確認いただいている。 ＜課題と対応＞ 第５期中期計画期間においても、引き続き機構内部の課題を把握するため、内部統制面談を行い、機構内の課題を共通認識として共有することで解決を図っていく。また、事務事故の発生を抑制するための再発防止策を検討、横展開し、同様の事例が発生しないよう取組を強化する。	
令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（１１月）													
令和２年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（１１～１２月）													
令和３年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（１１月）。													
令和４年度	レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管													

		ii) リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。	理の意識向上を図った。 理解度テストを実施（正答率約85%）し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。 ii) リスク管理の強化 ア リスク管理委員会による取組 令和元年度はリスク管理委員会を3回開催した。発生した事務事故等の対応について半期毎に確認するとともに、リスク管理方針を適時適切に見直すことにより、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた。令和2年度はリスク管理委員会を半期毎に開催し、事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有するとともに、リスク管理方針の改正を行った。令和3年度4月に、当機構のガバナンス体制の機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、本委員会と上記i)ア 内部統制推進委員会（旧称）を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 イ 事務事故等の対応状況の確認 日常業務をモニタリングし、リスク管理を徹底する観点から、事務事故等の報告制度、外部意見登録制度、ヒヤリハット事例登録制度を実施した。 令和元年度から令和4年度末までで発生した事務事故（31件）について、速やかに役員と情報共有を行った。また、発生原因を分析し、再発防止のため、業務改善措置や再発防止策の策定を行った。再発防止の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず、原因分析を行うよう、企画課から指導を行い、分析能力の強化を図った。 職員全体の事務事故の未然防止に関する意識向上を目的に、令和2年度には、事務事故防止の取組として、グループウェアを活用した業務上のヒヤリハット事例の全役員への共有を開始した。令和3年度は、ヒヤリハット事例集を作成し、研修、理事会、部課長会議、内部イントラネットにて共有した。令和4年度は、事務事故報告書を職員が誰でも閲覧できるようイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。また、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の重複を改善するため、様式を統合した。また、外部意見及びヒヤリハットの報告を促進し、改善策を意識させるため、登録フォーマットを見直し、ヒヤリハット報告が注意喚起や情報共			
--	--	--	--	--	--	--

		iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	有を行う業務改善ツールであることを周知した。また業務改善の優良事例等表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図った。 ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓練 危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する研修を実施した（令和2年2月）。 iii) 内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 各年度に前年度の業務実績及び内部統制推進状況について、外部有識者による検証を受けた。 イ 監事による確認 第4期中期目標期間では、前年度の内部統制及びリスク管理の状況について、毎年度6月に監査を受けた。			
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜関連した指標＞								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年1回・100%	1回・100%	1回・100%	1回・100%	2回・100%		
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年2回	2回	2回	2回	2回		
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メー	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有す	＜主な定量的指標＞ 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御	＜主要な業務実績＞ i) 情報セキュリティ対策の強化 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 (ア) 情報セキュリティ委員会(令和5年3月より情報システム管理委員会へ名称変更)の開催 委員会では、主に以下の議題について報告、議論し、機構の情報セキュリティ対策推進並びに情報システム調達管理に努めた。	＜自己評価＞ 評価：A 世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの1日あたりの件数が 昨年度と比較して約10倍(令和3年度：約250件/日、令和4年度：約2,500件/日)となる中、以下の取り組みを行ったことによってウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかったことから、自己評価をAとした。 ○令和3年度に情報システム課を設立し、情報システム管理経験者を採用して、情報システム	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。その結果、令和4年度において、世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの1日あたりの件数が、令和3年度と比較して約10倍となる中でも、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかった。 また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。 以上のことから、「B」評価とした。		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

	ルに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	る個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	・各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況報告 ・情報セキュリティインシデントの情報共有 ※情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓蒙を図った。 ・情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告 ・翌年度の情報セキュリティ対策推進計画案並びに情報セキュリティ教育実施計画案の審議 ・情報システムの調達計画の報告 なお、令和4年12月に開催した情報セキュリティ委員会では「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO (Portfolio Management Office)の設置等体制整備方針案を諮った。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和元年度、3年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 ・業務実態に合わせて適宜、情報セキュリティ実施手順書の改正を行い、職員へ改正内容を周知した。 ・情報セキュリティを確保した調達を実現するため各部門が調達時に作成する仕様書の確認を約300件／年対応した。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 機構役職員の情報セキュリティ意識向上のため、以下の教育・訓練を実施した。 ＜教育＞ ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図るため、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で年1回実施した。 ・ランサムウェア被害が増加傾向にあることから令和4年度から、全役職員対象の研修を年に複数回実施することとした。 ・令和4年度から情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。	管理体制を強化し、メール、Web アクセスに係るセキュリティ設定の強化及び機構の外部関係事業者のメールセキュリティ設定の見直し等アドバイスしたことで機構内外のセキュリティ強化に寄与した。 ○ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、毎年度2回程度標的型攻撃メール訓練を行い、訓練結果分析を踏まえた個別研修の開催や、不審メール増加時の機構役職員に対するタイムリーな注意喚起及び情報セキュリティニュース配信による役職員への情報セキュリティの啓もうを行った。 ○機構の情報セキュリティの維持・向上を目的とした全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面及びオンラインのハイブリッド形式で実施し、標的型攻撃等不審メール受信時の情報システム課及び上長に対する役職員報告の浸透を図った。研修後には理解度テストを実施し、研修の効果を確認することで、職員の意識を向上、研修効果を高めることができた。 ○令和5年2月には外部講師を招きサイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。 ○分散していた業務システムを仮想化基盤に統合して可用性を高め、管理運用を標準化した。 ○適切な文書管理及び情報公開については、法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ○令和4年度から新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化を推進することができた。加えて、全職員向けのEラーニングや公文書管理研修への参加などを通じて、適切な文書管理に対する職員の意識向上を図ることができた。	＜今後の課題＞ 昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	---	---	--	--	--	--	--

			・令和5年2月には外部講師を招きサイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。 ・研修後に理解度テストを実施し、研修の効果を確認している。 ＜訓練＞ ・標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施。 ・前回の標的型攻撃等の不審メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、通報の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクについて詳細説明を実施。 ・ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和5年3月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施へ運用変更した。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 ・情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を毎年度実施。 ・情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。 （オ）情報セキュリティ監査 内部監査を毎年度実施している。また、令和4年度には、サイバーセキュリティ基本法に基づく国の監査を実施した。 ＜内部監査＞ ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、毎年度監査室による内部情報セキュリティ監査を実施し、指摘及び推奨事項に応じた対策強化や情報セキュリティ実施手順書の改正等を行った。 ＜国の監査＞ ・令和4年度に、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、当機構が対象となり当該監査を実施（マネジメント監査（令和4年9月）、ペネトレーションテスト（令和4年12月））。 ・マネジメント監査は、前回（平成	＜課題と対応＞ ○メールの誤送信等の情報セキュリティインシデントが発生する状況であったため、情報セキュリティ研修の実施回数の増加や情報セキュリティに係るニュースの発信等、役職員に情報セキュリティに対する意識の向上を図った。令和5年度も引き続き、同様の対応をして情報セキュリティに対する意識の向上を図っていく。 ○適切な文書管理については、引き続きこれらの取組を進める。また、情報公開についても引き続き法令等に基づき適切に対応する。	
--	--	--	--	--	--

			29 年度）の指摘事項 14 件に対して、今回は 6 件であった。（6 件のうち、4 件は令和 4 年度内に改善、2 件は令和 5 年度に改善予定。 ・ペネトレーションテストでは、問題点の指摘はなかった。 ・令和 5 年度に環境省から監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、運用手順の見直し並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 ・毎年度機構が外部公開するシステム及び動的ページに対する外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した。 ・発見された脆弱性については、各部情報システムセキュリティ管理者経由で運用保守事業者へ連携し、対策を講じた。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 以下の取組を実施することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。得られた知見を踏まえて、令和 6 年 12 月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を検討している。 ・NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加 ・メーカーが主催する展示会へ訪問し最新技術動向等の調査 （ク）サイバー攻撃への対応 以下の取り組みを実施し、機構並びに外部関係者組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。 ・総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施している。 ・令和 4 年度から、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓蒙を図った。 ・機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策においてスパムメールとして検知した外部組織に対して正しい対策を案内することで、送信者組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ケ）セキュリティを維持した在宅勤務環境の整備 ・令和元年 11 月にインフラ基盤を更改した直後、新型コロナ感染症が流行し始め、当該問題への対策として計画された本部出勤制限等に対応		
--	--	--	---	--	--

	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	すべく、令和元年度中にテレワーク接続設定を端末に施し、速やかに機構役職員への在宅勤務環境を提供した。その後、テレワーク接続設定に起因するサイバー攻撃等の問題は発生していない。 ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、令和5年1月から運用を開始した。加えて、新システムの導入に合わせて、文書管理規程と国のガイドライン等との整合確認等を行い、文書管理の体系から全面的な見直しを行った。適切な文書管理を推進するため、文書管理担当者を中心とした研修を毎年度実施した。情報公開については、情報開示請求14件について、適正に情報の開示等を行った。令和元年度中の一部開示決定に対する審査請求（1件）については、情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、原処分を取り消す裁決を行うとともに、裁決の趣旨を踏まえた再処分を行った。情報公開研修については、令和元年度及び令和2年度は、外部セミナーに実務担当者を派遣した。令和3年度及び令和4年度については、令和3年度に行われた個人情報保護制度の改正を受け、令和3年度は総務省行政管理局調査法制課法制管理室から、令和4年度は個人情報保護委員会から講師を迎え、個人情報保護制度の見直しの留意点等について研修を実施した。			
--	---------------------------------------	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0203

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>									
	「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成25年度比で令和2年度までに10％削減 令和12年度までに40％削減（当初目標） 令和12年度までに50％削減（令和4年度修正目標）	平成25年度比で10.1％削減（平成30年度実績値）	20.5％削減（暫定値※） 22.4％削減（確定値※）	38.7％削減（暫定値） 40.1％削減（確定値）	42.1％削減（暫定値） 40.8％削減（確定値）	39.4％削減（暫定値）		

※暫定値は前年度の係数（CO₂排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（3）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏	<主な定量的指標> 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応な	<主要な業務実績> i) 人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、令和4年度に、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と計9回の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050年の機構のあり方」を念頭に置き、理事長が全部室長に対してERCAの将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対してERCAが積極的な役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決やSDGsに貢献する組織を目指すべきとの方向性をまとめ、それを	<自己評価> 評価：A 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、政府の緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務が滞ることなく実施できた。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの4か年で積極的に行之い、新規にSIPのFS	評価	A	評価	—
						<評価に至った理由> 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務を滞ることなく実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの4か年で積極的に行之い、新規にSIPのFS業務を実施し、成果をあげたことでSIP研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策事業が機構法に追加されるなど、組織の活性化を推進した。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。		<評価に至った理由> — <その他事項> —	

	が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	ど、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	もとに環境省各部局と意見交換を行った（打合せ実施回数 11 回、9 部署）。 また、施策の連携強化のため、令和 4 年度は環境省等に 6 名を新たに外向（令和 4 年度末時点全外向者数 9 名）させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和 3 年度末時点全外向者数 5 名） 同じく令和 4 年度に、管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成・公表する取組や、部内異動を部長権限で行える運用を開始した。 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 前中期目標期間中の平成 28 年度に策定した人事評価制度に基づき、毎年度細かな運用見直しを行いながら、毎年度着実な運用に努めた。 人事評価制度を着実に運用し、制度を浸透させるため、令和 2 年度から、新たに着任した職員全員を対象として、着任時にその都度、人事評価制度に関する説明会を実施した。 イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 令和 2 年 2 月に、テレワーク制度の導入検討のため試行を開始したが、令和 2 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止措置が発せられたことから、それ以降テレワークの積極的な活用を図った。令和 2 年 8 月には、テレワーク実施細則を制定し、月の上限回数を設けつつ、テレワークの活用を推進した。 令和 4 年度には、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、勤怠管理システムの改修を行い、1 日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始するとともに、テレワークの更なる推進を図るため、実施細則を改定し月の上限回数を見直して令和 5 年 4 月から適用することとした（月 5 → 8 回）。 ERCA の一般事業主行動計画（第 2 期）をもとに、令和元年 10 月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け「くるみんマーク」を取得した。また、一般事業主行動計画（第 3 期）が令和 4 年 3 月末までに完了したことを受け、令和 5 年 3 月改めて申請を行った。 さらに、女性活躍推進の観点から、令和 4 年度には、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（8 回開催、総数 29 名、各回 60	業務や熱中症対策事業を受託し、成果をあげたことで SIP 研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策事業が機構法に追加されるなど、組織活性化が実現できたことから自己評価を A とした。 ○新型コロナウイルスの影響を受ける中で、各種手続きの電子化やシステム化を推進しつつ、ワーク・ライフ・バランスの観点からもテレワークの推進を積極的に図った。 ○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き、職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考えることを本中期目標期間に行っており、組織活性化に結びついている。 ○人事評価制度や研修制度、広報などについても不断の見直しと着実な運用を行い、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行ってきた。 ○女性活躍の推進についても、くるみん認定の取得や理事長と職員の意見交換などを行い、組織として意識の醸成を積極的に図ってきた。 ○法人文書の管理については、新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化が図られた。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を毎年度着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 40% 近くの削減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ ○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。	＜今後の課題＞ 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	---	--	--	--	---	--

			分)を開催し、意識の醸成等を図った。 令和4年度には、職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、令和5年1月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を設置し検討を開始した。 ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画を策定した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、一部の研修を中止したが、令和3年度からはオンライン開催の活用に努め、それ以降、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 上記研修計画のほか、各年度で次の取組を行った。 <table><tr><td>令和3年度</td><td> ・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った </td></tr><tr><td>令和4年度</td><td> ・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。 </td></tr></table>	令和3年度	・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った	令和4年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。	○BCP は継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。 ○令和4年度に行った政府方針を踏まえた実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で50%削減の目標（令和12年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。 ○広報展開により参加者、フォロワー数の増加に一定の成果を出しているが、一方で調査の結果、機構の認知度は46%にとどまることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。	
令和3年度	・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った								
令和4年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。								

			エ SNS 等を活用した組織的な広報の推進 令和元年度に機構 Facebook 公式アカウント、令和２年度に YouTube 公式チャンネルを開設し、機構のイベント、事業等についての情報発信を積極的に行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年出展しているイベントがオンライン形式での開催に変更されたことを踏まえ、令和２年度より YouTube チャンネルで業務紹介動画等を公開した。 Facebook 公式アカウントでは当機構の事業や参加イベント等の紹介を行うだけではなく、各部事業部門の SNS の記事内容を相互にシェア、リツイートする等、統一的広報を意識した投稿をした。 令和４年度末時点で YouTube 公式チャンネルでは 355 点の動画を公開し、7,694 名のチャンネル登録者を獲得している。また、Facebook 公式アカウントでは 559 名のフォロワーを得た。 令和元年度からの主な出展イベントは下記表の通りであり、機構の広報及び本部のある川崎市との連携を強めるため、CSR 活動の一環として川崎市主催のイベントに積極的に参加した。令和３年度に行った認知度調査では、認知度が 46%であったことを踏まえ、令和４年度には認知度向上に向けた統一的な広報活動に各部連携の上、取り組んだ。令和４年度は「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した環境研究総合推進費の研究成果や地球環境基金事業の活動紹介を行い、組織の一体感を演出した。 また、機構ウェブサイトや各事業 SNS の傾向分析等に取り組んだ。						
			(主な出展イベント) <table><tr><td>令和元年度</td><td> ・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日) </td></tr><tr><td>令和２年度</td><td> ・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020 </td></tr></table>	令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日)	令和２年度	・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020		
令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日)								
令和２年度	・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020								

				Online（239名）（令和2年12月19日～令和3年1月17日） ・第13回川崎国際環境技術展（オンライン：81名）（令和3年1月21日～2月5日） 令和3年度 ・環境エネルギー・ラボinたかつ【実地開催】（19名）（令和3年8月5日） ・令和3年度こども見学デー【オンライン】（30名）（令和3年8月18日） ・第14回川崎国際環境技術展【オンライン】（延べ497人）（令和3年11月16日～26日） 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育CSRにおける新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。（令和3年10月6日 南菅小：参加児童45名、同月12日 平間小：参加児童87名） ・エコプロ2021【ハイブリット開催】（会場：約1,700名、オンライン：1,589名）（オンライン：令和3年11月25日～12月17日、会場：令和3年12月8日～12月10日） 令和4年度 ・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】（小学4年生以上とその保護者等計13組25名参加）（令和4年7月30日） ・令和4年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン（動画配信）】（視聴回数46回）（令和4年8月3日～31日） ・東京新聞「おやこSDGs教室」【ハイブリッド開催】（（会場参加：5組10名、オンライン参加：19組38名））（令和4年8月18日） ・あらたな一歩@サステナブルひろばinラゾーナ川崎プラザ【実地開催】（78名参加）（令和4年10月15日） ・第15回川崎国際環境技術展【実地開催】（全体来場者：4,150名 当機構ブース来場者：262名 マッチング成立企業：5社）（令和4年11月17日～18日） ・エコプロ2022【実地開催】（2,000名以上）（令和4年12月7日～12月9日） ・第10回かわさき環境フォーラム【実地開催】16組（40名）（令和4年12月17日）
--	--	--	--	--

		務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。		果も踏まえ、災害発生時だけでなく、指定感染症の感染拡大時においても適切に必要な業務を継続できるよう、BCP や各種マニュアルの改善・整備に取り組み、令和4年度に、既存の自然災害編の見直しを行うとともに、新たに感染症編を作成するなど全面的に改訂した。この改訂において、非常時優先業務については予め代替要員を定めておくこととした。 関係規程についても、初動対応と事業継続対応それぞれに対応する規程体系を構築し業務継続要領を新たに設けるなどにより再整備を図った。 さらに、新たな BCP の実効性を確認するための訓練（シミュレーション）も実施した。 加えて、非常時優先業務である各種の支払業務について、出勤できない状況でも支払処理ができるようにするため、ファームバンキングシステムからインターネットバンキングシステムへ移行した。また、代替要員でも的確に処理できるように処理マニュアルを整備した。 イ 外部倉庫の管理環境の改善 令和元年度から、各部で所管する外部倉庫の棚卸を実施し管理状況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルールの見直しに向けた検討を開始し、令和2年度及び3年度には、棚卸の結果を取りまとめ、外部倉庫に保管している不要文書の廃棄を行ったのちに、令和4年度に複数の外部倉庫の一元化を実施するなど、管理環境の改善を図ってきた。 ウ 文書管理・電子決裁システムの導入 令和2年度には、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、文書管理規程等の内部規程を改正するなど、諸手続における押印や書面の廃止等の見直しを行った。 令和4年度に、一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築し、運用を開始した。新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った。 エ 新規勤怠管理システムの導入 各種就業に関する届出を完全システ		
--	--	-------------------------------	--	---	--	--

			ム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とするなど、柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和４年度に新規勤怠管理システムの調達を行い、構築を完了した。現行システムの蓄積したデータを新システムへ移行し、職員への周知、研修を踏まえ令和５年７月より本格稼働する予定である。								
	iii)業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。 iv)災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	iii)業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づいた取組を毎年度着実に行うことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で令和元年度には 22.4%、令和２年度には 40.1%、令和３年度には 40.8%、令和４年度には 39.4%削減できており、令和２年度までに 10%削減という目標は達成できている。また、令和４年度には政府方針を踏まえ実施計画の改定を行い、令和 12 年度までに 40%削減という目標をさらに上積みして 50%削減に変更した。業務における環境配慮等の状況については毎年度取りまとめ、環境報告書として公表した。 iv)災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣 機構内に災害廃棄物対策協力隊（旧称 災害対応プロジェクトチーム）を結成し、環境省災害廃棄物対策室より応援要請を受けた案件について、応援要員を派遣し、情報収集等の支援、災害査定の補助等を実施した。 令和３年度には、今後の災害の発生に備えた事前準備・関係強化を目的に、同室に職員１名を出向させた。 <table><tr><td>令和元年度</td><td>「令和元年８月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>「令和２年７月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和２年７月 8 日～31 日）。</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>「令和３年８月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和３年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活</td></tr></table>	令和元年度	「令和元年８月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。	令和２年度	「令和２年７月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和２年７月 8 日～31 日）。	令和３年度	「令和３年８月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和３年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活		
令和元年度	「令和元年８月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。										
令和２年度	「令和２年７月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和２年７月 8 日～31 日）。										
令和３年度	「令和３年８月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和３年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活										

				<table><tr><td></td><td>用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>令和4年9月の「令和4年度台風第14号」及び「令和4年度台風第15号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ24人日）（令和4年9月27日～10月14日）。</td></tr></table>		用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。	令和4年度	令和4年9月の「令和4年度台風第14号」及び「令和4年度台風第15号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ24人日）（令和4年9月27日～10月14日）。		
	用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。									
令和4年度	令和4年9月の「令和4年度台風第14号」及び「令和4年度台風第15号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ24人日）（令和4年9月27日～10月14日）。									
イ 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とした研修会を実施した（令和2年度6回、令和3年度4回、令和4年度3回）。また、令和3年度及び令和4年度に実施した研修の内1回は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と合同で開催し、専門家や被災自治体担当者を講師として組織全体の知見の向上を図った。 ウ その他事項 i）環境省の検討会等の参加・傍聴 令和元年度に、環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴（計24回、延べ37人）し、災害対応プロジェクトチーム及び組織全体に共有するための勉強会・報告会を実施（計4回、延べ91人参加）するなどして、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を図った。 ii）環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）や災害廃棄物対策啓発交流会（千葉・栃木・新潟・群馬・茨城）にオブザーバー参加（計18回、延べ33人）し、災害廃棄物処理計画の策定方法等を学ぶとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（3回：令和2年10月15日、令和3年2月3日、3月11日開催）した。										

4. その他参考情報